

浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた 取り組み事例

平成22年3月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課浄化槽推進室

浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例

目 次

1 .浄化槽法定検査の趣旨とこれまでの経緯	1
1 - 1 法制定時に示された法定検査の趣旨	1
1 - 2 法定検査の充実・強化の取り組み	1
1 - 3 平成 17 年法改正時に示された法定検査の位置付けの趣旨	4
1 - 4 法定検査に対する国民の信頼性を得るための要件	5
2 .平成 17 年法改正以後の法定検査実施率向上の取り組みと受検率の推移	6
2 - 1 全国の受検率の推移	6
2 - 2 高い受検率や上昇度を示す都道府県の特徴	6
3 .受検率の高い県の取り組み事例	12
3 - 1 受検率が 80%を超える県	12
3 - 2 受検率が 50%を超える県	16
4 .受検率上昇策の考え方	23
5 .検査依頼数の上昇策	24
5 - 1 未受検者対策の段階的対応	24
5 - 2 浄化槽管理者への説明と対応事例	27
5 - 3 行政の維持管理費用に対する補助の事例	30
6 検査実施基数上昇策としての第 11 条検査の効率化の状況	34
6 - 1 効率化検査を行う目的	34
6 - 2 第 11 条検査の効率化の実施状況	36
6 - 3 法定検査の実施基数及び実施率の現状	39
7 .受検率の低い県の現状と課題	42
7 - 1 都道府県別の受検率の推移	42
7 - 2 都道府県別の浄化槽設置基数と受検率の関係	44
参考資料 : 都道府県の受検率向上に向けた取り組みと受検率の推移	47

1. 浄化槽法定検査の趣旨とこれまでの経緯

1 - 1 法制定時に示された法定検査の趣旨

浄化槽法が制定された際、「浄化槽法の運用に伴う留意事項について（昭和 61 年 1 月 13 日衛環第 3 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」において「浄化槽の維持管理体制の強化について」として以下のことが示された。

【出典：昭和 61 年 1 月 13 日衛環第 3 号 各都道府県・政令市浄化槽担当部(局)長宛
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知】

- (1) 浄化槽の機能を適切に維持し、その放流水の適正な水質を確保し、**生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から重大な支障を生じる事のないように使用に関する準則、保守点検の技術上の基準及び清掃の技術上の基準を設定すること等**により、維持管理体制の強化と整備を図ったものであること。
- (2) 浄化槽管理者は、(1)の趣旨から、**保守点検、清掃及び水質に関する検査等の措置をとることが、法第 7 条、第 10 条第 1 項及び第 11 条等の規定により義務付けられており、これらの措置が緊密な連携の下に実施されることにより、浄化槽の機能を適正に維持することができるものであること。**

このように、浄化槽の法定検査は浄化槽の維持管理が適切に実施され、所期の機能が適正に維持されていることを担保するための制度として浄化槽法に規定されたものである。

1 - 2 法定検査の充実・強化の取り組み

平成 7 年 6 月 20 日に「浄化槽法第 7 条及び 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」（衛環第 35 号）及び「法定検査の充実・強化に関する方策について」（事務連絡）により、法定検査の受検率の向上について、具体的な方策がいくつか示された。

以下に各通知の目次を示す。

【出典：平成 7 年 6 月 20 日衛浄第 35 号 各都道府県・政令市浄化槽担当部(局)長宛
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知】

1. 受検率の向上について
 - (1) 法定検査が確実に行われるような体制の整備
 - (2) 受検指導の強化
 - (3) 協力体制の確立
2. 法定検査の効率化
3. 法定検査結果の活用について
4. その他

「法定検査の充実・強化に関する方策について」の目次

1. 受検率の向上
 - (1) 法定検査が確実に行われるような体制の整備
 - (2) 受検指導の強化
 - (3) 協力体制の確立
2. 検査内容等の充実・強化
 - (1) 検査項目等の見直し
 - (2) 検査の効率化及び弾力的実施
 - (3) 検査結果の活用
3. 検査体制の整備
 - (1) 検査員及び指定検査機関の技術力の向上
 - (2) 指定検査機関相互の連携強化
 - (3) 指定検査機関に対する支援等

以上の通知等にみられるように、検査実施率の向上策のひとつとして、**第 11 条検査への BOD 検査導入による法定検査の効率化**を図る方策も取り入れつつ推進が進められてきた。

検査実施率の向上を図るには、**法定検査が確実に実施される体制の整備、受検指導の強化、協力体制の確立が必要**であり、そのうえで、検査内容の充実・強化を図る必要がある。

さらに、未受検者に対する対策及び浄化槽関連業者との連携強化の対応として、「2. 検査内容の充実・強化の(3)検査結果の活用」に示された、検査結果の活用があげられる。

2. 検査内容の充実・強化

-
(3) 検査結果の活用

基本的な方向

検査結果の伝達及び活用ルートを明確にすることにより責任体制を確立するとともに、都道府県や指定検査機関による改善指導の強化、関係業界の自主的な取り組みの推進等により、検査結果が浄化槽機能の速やかな改善に活用されるシステムを構築し、法定検査の意義の明確化を図る。

具体的な方策

ア. 検査結果の伝達及び活用ルートの明確化

検査結果の伝達ルートとしては、原則として、指定検査機関から保健所(これに代わる環境管理事務所等を含む。)に一括して報告することとし、連絡窓口を一本化することにより、責任の明確化を図る必要がある。

検査結果の活用ルートとしては、保健所が中心となって改善指導を行う必要があるが、構造及び施工に関する事項については、建築部局と連携して、改善指導を行う必要がある。

イ．都道府県及び指定検査機関による指導の強化

検査結果の報告を受けた保健所は、改善指導を行う必要がある場合は、関係部局と連携しつつ、立入検査を行う等確実に改善が行われるよう指導を強化する必要がある。この際、効率的な改善指導の実施の観点から、比較的改善点が軽微なもの等については、都道府県の支援のもと指定検査機関が改善指導を行うことができるような仕組みも検討すべきである。

ウ．管理者に分かりやすい検査結果の通知

法定検査の趣旨、さらには法定検査や浄化槽に関する普及啓発効果も考え併せると、設置者に、自らの浄化槽の状況、検査結果を踏まえた具体的な対応方法等が十分に理解できるようにすることが重要である。

このため、指定検査機関が検査結果を通知する際には、判定の根拠、改善すべき事項等を具体的かつ分かりやすく記載する必要がある。

エ．検査結果が浄化槽機能の改善につながるようなシステムの構築

法定検査の結果を受けた浄化槽機能の改善については、都道府県において的確に指導がなされる必要があるが、浄化槽に対する国民の信頼を得るためには、関係業界が自主的に機能改善を図る仕組みを作ることも必要である。このような仕組みとして社団法人全国浄化槽団体連合会において小型合併処理浄化槽の機能保証制度が実施されている。

この制度は、検査結果が浄化槽機能の改善につながるシステムとして極めて有効であるので、国庫補助の要件とされているところであるが、指定検査機関としてもこのようなシステムに積極的に協力していく必要がある。

同通知の「1．受検率の向上」に示された3つの項目を実現するには、いずれも行政、指定検査機関及び関連業者の連携がとられ、浄化槽管理者に対して働きかけを行うことが必要である。

しかし、第11条検査の実施率は、全国平均で12.8%(平成8年3月)であったものが、平成17年3月においても17.9%と5ポイント程度上昇したにすぎない現状があった。

1 - 3 平成 17 年法改正時に示された法定検査の位置付けの趣旨

そのようななか、平成 17 年度に浄化槽法の改正が行われたが、法定検査について、以下のように示されている。

【出典：平成 17 年中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会中間取りまとめ（p.13 下 5 行目～p.14 上 2 行目）】

そもそも法定検査は、保守点検や清掃の際に保健所職員が立ち会い、監視するといった民間による管理業務を公が監視するという自治体の業務から始まったものである。その後の単独処理浄化槽の普及により、自治体自らが立ち会うことが困難となったことから、第三者性と公共性を確保しつつ、実効を上げるために、都道府県に代わって指定検査機関が検査を行う仕組みとしたものである。平成 17 年の浄化槽法の改正は、こうした法定検査の位置付けと仕組みを前提として、法定検査の確実な実施とその結果を踏まえた都道府県による指導監督の強化を図るものである。

こうした経緯を踏まえれば、法定検査の確実な実施のための努力が一層求められるが、上記のような指摘を踏まえ、**行政と指定検査機関の連携、検査体制の在り方、検査の方法**などについて検討する必要がある。また、法定検査の結果を踏まえ都道府県も指導の徹底、強化を図ることとなるが、必ずしも浄化槽の維持管理に求められる保守点検や清掃がなされていないとの指摘もあった現状も改める必要がある。

すなわち、平成 17 年の浄化槽法改正により、法定検査に係る都道府県の権限強化として、以下のことが創設された。

法定検査未受検者に対する指導監督に関する規定

法定検査の結果等を都道府県が確実に把握出来る制度

浄化槽の維持管理として保守点検・清掃・法定検査を適正に実施することが必要であることはいうまでもないが、とりわけ法定検査については、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かにつき、判断するために行うものであり、行政が浄化槽の維持管理状況を把握する上で要となるものである。

また、平成 17 年法改正により、法の目的に「公共用水域等の水質の保全」が明示されたことにより、水質保全の目的の達成状況について把握すること及び公共用水域に影響を及ぼさないための予防措置として、早期の対応がますます重要となってきている。

1 - 4 法定検査に対する国民の信頼性を得るための要件

平成 19 年度の法定検査に関する技術的専門事項検討会において、「法定検査のあるべき方向」として、以下に示すことが提示されている。

【出典：平成 19 年度浄化槽の維持管理に関する調査・マニュアル作成業務報告書（p.3-22）】

- 1) 該当者全員が受検すること（行政の努力）
浄化槽設置台帳の整備が必須条件
全員が受検することを前提とした地域条件に見合った検査方法の確立
- 2) 法定検査の実施機関である指定検査機関の信頼性（指定検査機関の努力）
積極的な情報公開（組織、施設、業務内容）
外部評価の実施
知名度の向上
受検申し込み状況に対応した検査体制の整備
- 3) 検査実施方法に対する信頼性
検査実施方法に対する外部評価（指定検査機関の努力）
判定基準の統一化（行政の努力）
- 4) 検査結果の活用に対する信頼性（行政及び指定検査機関の努力）
処理目標水質を達成するために必要な措置を実施
受検者に対し、検査内容及び必要な措置をわかりやすく説明

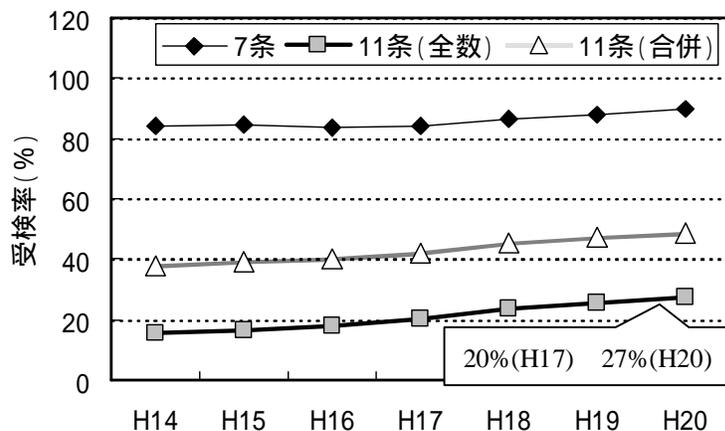
このように、浄化槽に係わる各主体が、それぞれの努力により必要な措置を講じることで、法定検査に対する国民の信頼性を確保するとともに、浄化槽の機能を適切に維持管理することを担保し、以て生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するものと考えられる。

2. 平成17年法改正以後の法定検査実施率向上の取り組みと受検率の推移

2-1 全国受検率の推移

平成17年の法改正後、法定検査の受検率向上に向け、さらなる取り組みが行われ、その結果、全国平均で20.27%と7ポイント上昇した。平成14年から17年は16.20%と4ポイントの上昇に比べると、やや上昇度合いが高くなっている。

これは、法改正を受けて行政、指定検査機関及び関連業界において、受検率向上に向けた取り組みが、以前に比べて進んだためと考えられる。これらの各県の取り組みの状況は、平成17から19年度の3カ年間にかけて「浄化槽行政に関する調査等結果(環境省資料)」に示されている。



出典：平成14～20年度浄化槽行政組織等調査結果(環境省)より作成 以下p21まで同様

2-2 高い受検率や上昇度を示す都道府県の特徴

都道府県のうち、検査実施率が高い、あるいは一定期間において上昇率が高いという視点で整理し、以下のとおり～に分類した。

平成20年度において第11条検査の実施率が80%を超えている県として、以下の4県があげられる。

岩手県(88%)、宮城県(84%)、岐阜県(83%)、岡山県(80%)

平成17年度から20年度にかけて全国平均より高い上昇率が認められ、50%を超えている道県として、以下の5道県があげられる。

北海道(16ポイント上昇し70%)、山形県(13ポイント上昇し59%)、群馬県(24ポイント上昇し59%)、新潟県(61ポイント上昇し70%)、福岡県(9ポイント上昇し60%)

大きな上昇は認められないが50%を超えている県として、以下の5県があげられる。

秋田県(5ポイント上昇し54%)、栃木県(6ポイント上昇し56%)、佐賀県(1ポイント上昇し69%)、高知県(5ポイント上昇し57%)、長崎県(上昇はないが73%)

受検率は50%未満であるが、全国平均と同等あるいは高い上昇率が認められる県とし

て、以下の10府県があげられる。

福島県(7ポイント上昇し13%)、茨城県(7ポイント上昇し19%)、富山県(7ポイント上昇し19%)、京都府(10ポイント上昇し25%)、兵庫県(10ポイント上昇し44%)、和歌山県(7ポイント上昇し18%)、鳥取県(10ポイント上昇し41%)、島根県(13ポイント上昇し33%)、広島県(16ポイント上昇し35%)、鹿児島県(10ポイント上昇し21%)

から示した各県の取り組み状況について、浄化槽行政等組織調査、ヒアリング及び後述するBOD導入による効率化検査の導入の有無を含めて下記に示す。

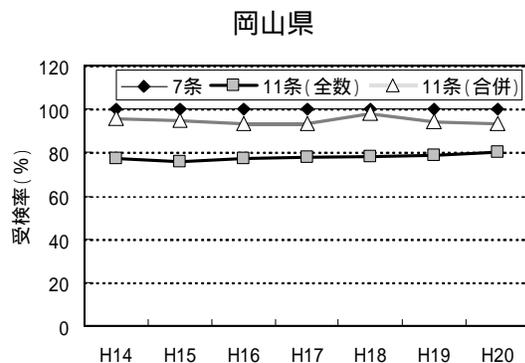
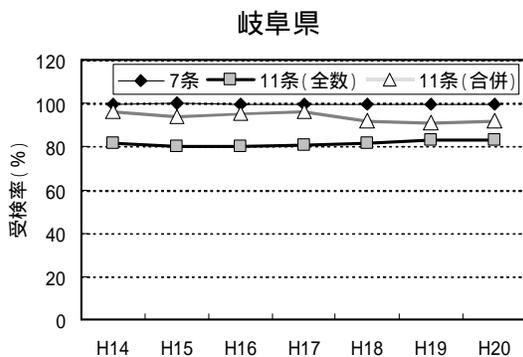
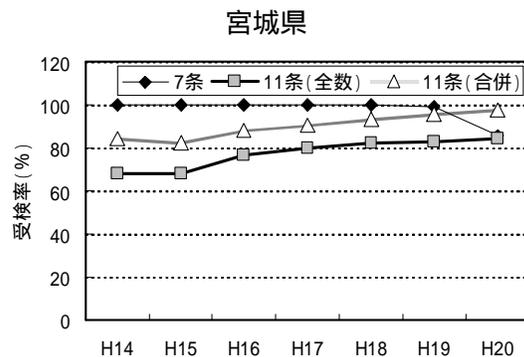
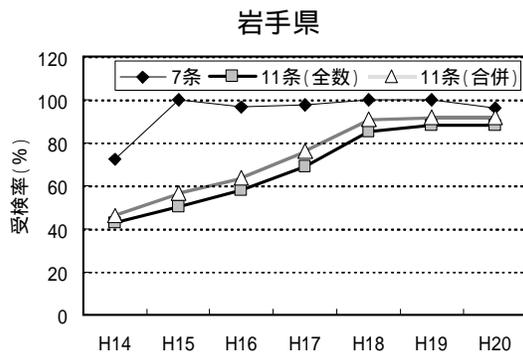
受検率が80%を超えている。

岩手県(88%)：平成17年より効率化検査導入(なお、本県は19ポイント上昇しており、受検率の上昇割合も高い。その理由として、台帳整備が進み分母が減ったことも要因(ヒアリング))

宮城県(84%)：平成10年より効率化検査導入(本県は10年度からは20ポイント上昇)

岐阜県(83%)：通常検査を行っており、検査と維持管理の一括契約を行い、平成4年頃から高い受検率(80%)を維持している。岐阜県は、休止の浄化槽が約10,000基(約5%：設置基数190,000基)あることも実質の受検率を下げている。(ヒアリング)

岡山県(80%)：通常検査を行っており、検査と維持管理の一括契約を行い、平成元年頃から高い受検率を維持している。台帳整備が進めば検査率が上昇する。(ヒアリング)



全国平均より高い上昇率が認められ、50%を超えている。

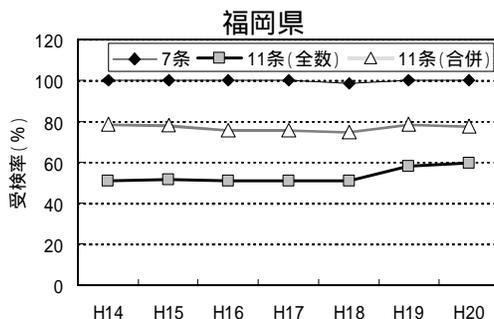
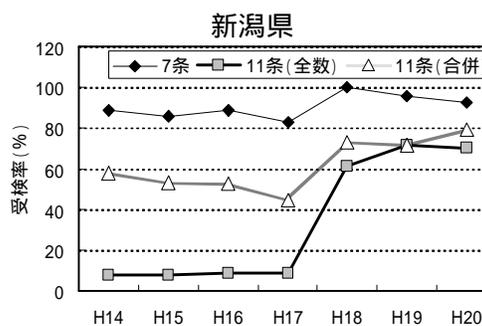
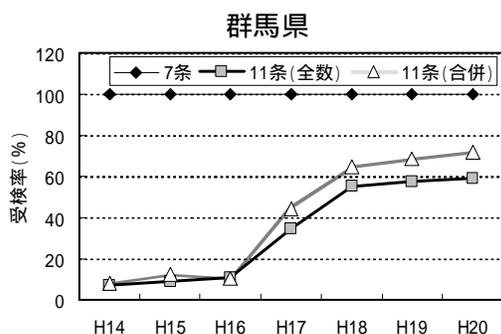
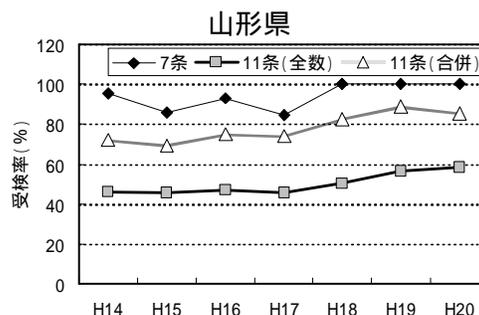
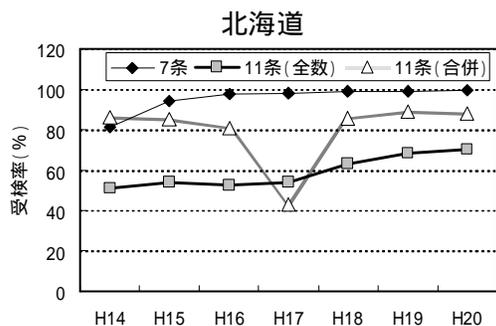
北海道（16ポイント上昇し70%）：平成17年より、前年度未受検者に対して検査予定の3ヶ月前に受検案内に道が作成したチラシを同封し、併せて未受検者に対して行政指導（文書指導）を行うようになった。また、台帳整備が進んだこともある。（ヒアリング）

山形県（13ポイント上昇し59%）：平成18年より効率化検査導入の他、地区衛生組織連合会へ啓発チラシ配布し、広く周知を図る。HPを作成。

群馬県（24ポイント上昇し59%）：平成17年より効率化検査導入（採水員活用）により保守点検業者から受検促進を図る。

新潟県（61ポイント上昇し70%）：平成18年より効率化検査導入（採水員活用）により保守点検業者から受検促進を図る。市町村に対しては、受検啓発（市報等）を依頼。

福岡県（9ポイント上昇し60%）：平成10年より効率化検査導入（採水員活用）（H10年からは30ポイント上昇市）の他、県及び市町村広報誌に浄化槽の検査や管理について掲載。



大きな上昇率は認められないが 50%を超えている。

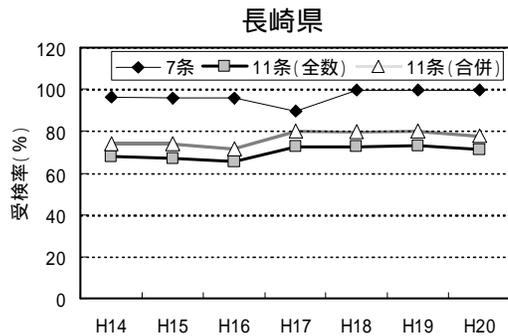
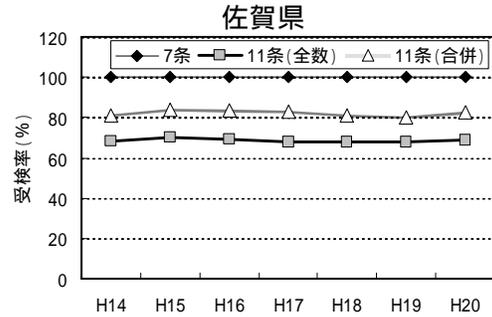
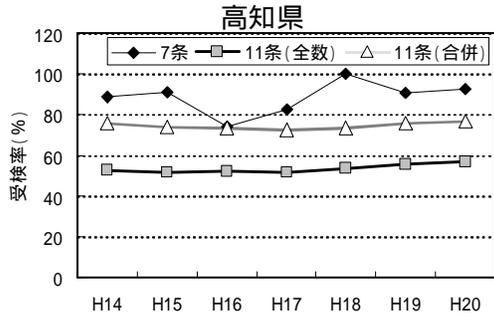
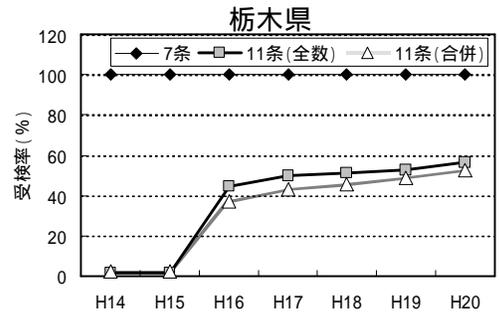
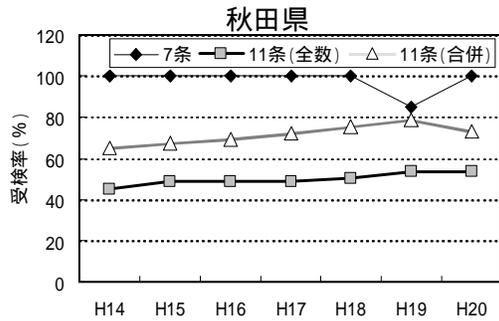
秋田県（5ポイント上昇し 54%）： 通常検査であるが、平成 18 年から新規設置者にパンフレット配布。補助対象浄化槽設置者対象の講習会を行っている。

栃木県（6ポイント上昇し 56%）： 平成 16 年より効率化検査導入(採水員活用)の他、点検業者対象に普及啓発のための研修会を開催。

高知県（5ポイント上昇し 57%）： 通常検査であるが、平成 18 年から権限委譲市町村と保健所と連携し、設置者講習を行うと同時に未受検者に対する指導文書を送付している。（ヒアリング）

佐賀県（1ポイント上昇し 69%）： 平成 14 年より効率化検査導入。

長崎県（0ポイント上昇し 73%）： 平成 17 年より効率化検査導入の他、受検拒否者に対しては、保健所から指導。



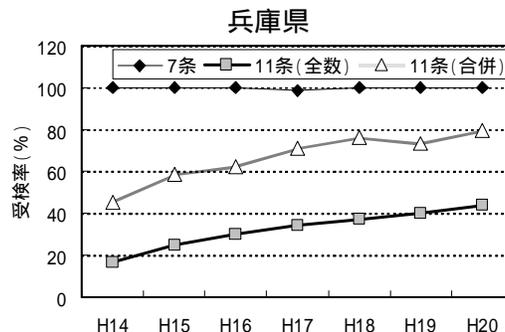
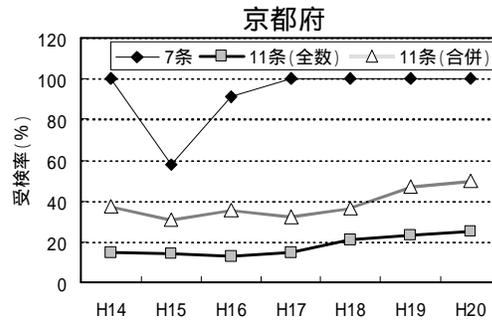
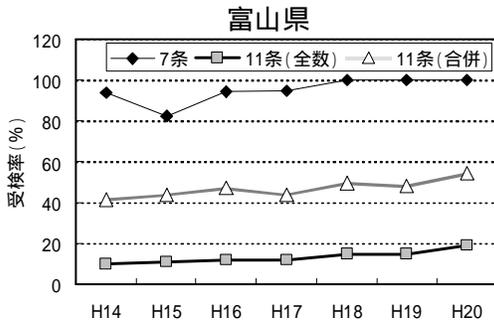
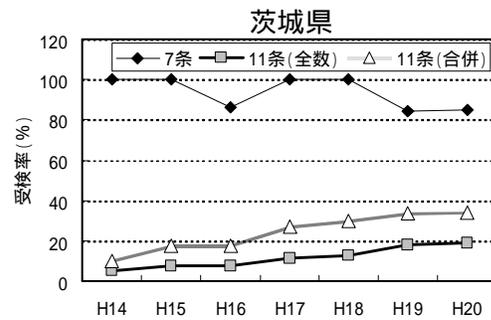
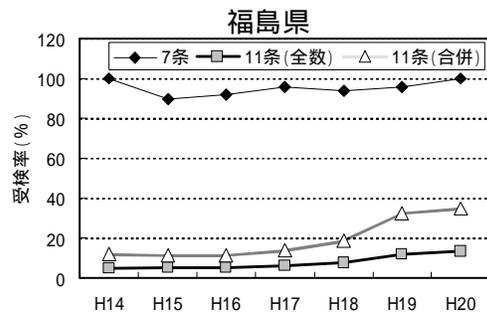
受検率は50%未満であるが、全国平均と同等あるいは高い上昇率が認められる。
 福島県（7ポイント上昇し13%）：平成17年より効率化検査導入(採水員活用)
 の他、一括契約の仕組みを整えた。

茨城県（7ポイント上昇し19%）：平成15年より効率化検査導入(採水員活用)
 の他、一括契約を業界主導で進める。

富山県（7ポイント上昇し19%）：補助浄化槽に対して市の担当課長名あるいは
 保健所長名で受検促進を通知。平成20年からは、効率化検査導入(採水員活用)。

京都府（10ポイント上昇し25%）：平成19年より効率化検査導入の他、
 ・未受検者に対して検査予定の2ヶ月前に受
 検案内
 ・11条検査を補助要件に追加
 ・集落単位で維持管理組合を組織し一括契約
 ・保守点検・清掃業者へ受検啓発の協力依頼

兵庫県（10ポイント上昇し44%）：平成15年より効率化検査導入(採水員活用)。
 浄化槽管理者講習会の実施。



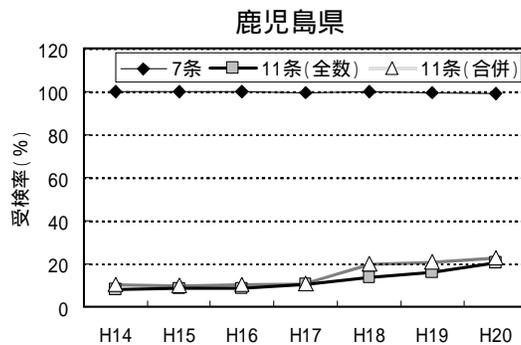
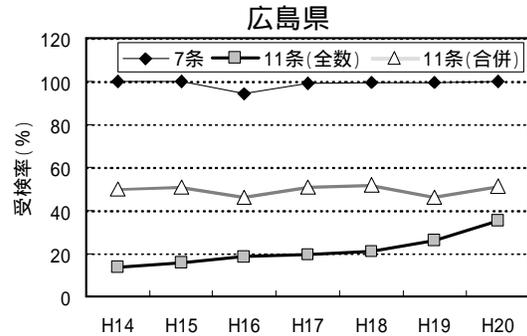
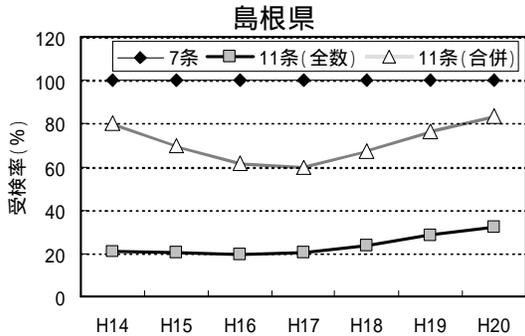
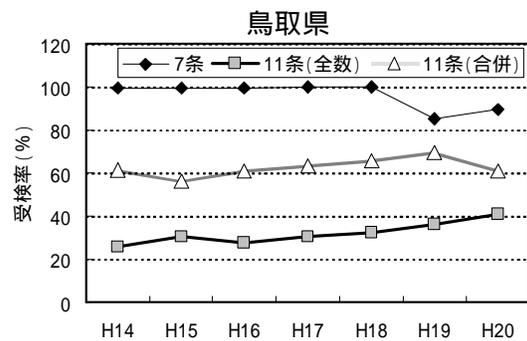
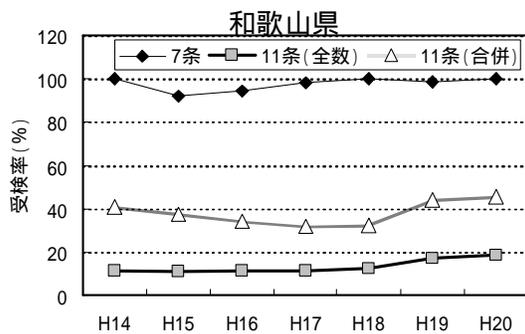
和歌山県（7ポイント上昇し18%）： 浄化槽新規設置者対象講習会を18年から開催。

鳥取県（10ポイント上昇し41%）： 未受検者に対し、督促ハガキを送付。

島根県（13ポイント上昇し33%）： 浄化槽新規設置者対象講習会を開催。

広島県（16ポイント上昇し35%）： 平成19年より効率化検査導入（採水員活用）の検査機関を指定し、既存の検査機関との2機関体制を導入した。

鹿児島県（10ポイント上昇し21%）： 設置届時に法定検査の受検申し込みを行うよう指導することの他、市町村広報誌による啓発、TVラジオによる啓発を実施。



3 . 受検率の高い県の取り組み事例

3 - 1 受検率が 80%を超える県

平成 20 年度末現在、11 条検査の実施率 80%を超える県は、岩手県(88%)、宮城県(84%)、岐阜県(83%)、岡山県(80%)であり、4 県の特徴は以下に示すとおりである。

1) 岩手県は、検査の効率化協議を国と行い BOD 導入による効率的な検査を実施することにより、受検率上昇につなげてきた県である。行政、指定検査機関の積極的な取り組みが行われたことに加え、みなし浄化槽の設置基数が少ないことも受検率上昇の要因と考えられる。

2) 宮城県は、検査の効率化協議を国と行い BOD 導入による効率的な検査を実施することにより受検率上昇につなげてきた県である。県条例で行ってきた BOD 検査を 11 条検査へ移行し効率化を実施した。同時に、行政の積極的な取り組みにより、行政、浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関の 5 者の信頼関係を築いてきた。検査料金の徴収は保守点検業者に依頼することにより、前納ではないが、指定検査機関の徴収業務がないことが検査の効率を上昇させている。

BOD 検査導入により設置者に新たな負担が生じたが、設置者にとっては、保守点検時の BOD 測定に法定検査が追加されたという認識により、抵抗なく受け入れられた。

3) 岐阜県と岡山県は、一括契約により受検率を向上させている。

11 条検査と保守点検・清掃業務にかかる契約を一括で設置者と契約することにより、設置者に設置の段階から検査の必要性を認識させ、維持管理費用として一括して徴収することから維持管理の一環として法定検査が行われている。(岐阜県は 7 条検査から一括契約を実施)

4) さらに、4 県に共通していることは、保守点検・清掃業者の維持管理組合等の組織率が高く、業者の協力が得られている。(指定検査機関と関連業者との連携が図られている)

5) この他、宮城県、岐阜県、岡山県の 3 県は、検査員 1 人当たりの検査実施基数が全国平均(1,947 基/(人・年))を大きく上回っている(2,384~4,559 基/(人・年))。

この要因として、以下のことが考えられる。

検査の移動時間が短くなるように計画的に検査対象浄化槽を選定して行えること。

(岐阜県は該当しないとのことである)

浄化槽使用者に対して検査に関する説明や集金業務の必要がなく検査業務に専念できること。

経年的に検査を行う浄化槽が多いため、前年度までの検査結果を活用することにより効率的な検査を行えること。

以下に、各県指定検査機関に対して実施したヒアリング結果を示す。

<岩手県>

(管理者への法定検査に対する理解の促進等)

平成17年よりBOD導入による効率化検査を実施している。

BOD検査導入により、保守点検と法定検査の棲み分けが出来、浄化槽管理者の理解が得やすくなった。このことにより保守点検業者及び管理者からの検査に関する苦情が少なくなった。

正確な設置基数の把握のため台帳整備を実施したことにより、既に使用されていない浄化槽等が台帳から除外され、検査対象となる母数が減少し検査の実施率が上がった。

受検促進のため、市長や保健所長名で督促のハガキ(図3-1)を、未受検者に毎年送付したことで受検促進が図れた。受検督促の発送当初(昭和60年度)は、管理者から苦情が多く苦労が多かったが、受検率が30%を越える頃から管理者の理解も多くなったと感じた。

上記の苦労は検査機関だけではなく、行政の担当部局にも多くの苦情を受けたため、受検促進のためのハガキの発送は、行政機関の理解と協力が不可欠である。

督促のハガキは、設置の際の検査申し込みと同じ様式になっており、7条検査と11条検査を同時に申し込む様式で、申し込み後は継続的に11条検査が行われるシステムとなっている。(図3-2)

岩手県はみなし浄化槽の設置基数が他県に比べて少なく、「浄化槽の検査=公共用水域の水質の保全」という検査のイメージが出来たことにより、管理者及び行政の担当者の理解が得やすかった。

(検査実施基数の上昇策)

検査日程の作成の際、検査対象地区をコンピュータで絞り込み、地域をまとめて検査を計画し、又積雪が予想される地区は夏期に検査を計画する等、効率的な検査を実施している。

検査時の外観・水質・書類検査のデータを、現場で直接PDA端末に入力し、入力されたデータをそのままコンピュータに入力し、BOD等のデータに加えて検査結果をデータベース化する等の電算化を実施している。

事務所が高速道路のインターチェンジ付近に移転したため、検査場所に効率的に移動が可能となった。

**岩手県浄化槽
 検査センター
 行**
 (社)岩手県浄化槽協会
 岩手県紫波郡矢野町流通センター南三丁目五番八号

この折り目を内側に折って差し出してください。

あなたが設置している浄化槽は、浄化槽法第11条第1項の規定により、業者等による維持管理及び清掃とは別に、知事が指定した検査機関（本県においては社団法人岩手県浄化槽協会 電話：019-614-0066）による定期検査を1年に1度受ける必要があります。

この定期検査は、日常の保守点検及び清掃の実施状況並びに浄化槽の機能状況を確認するために実施するものであり、受検しない者は、30万円以下の過料に処せられる場合があります。

つきましては、添付の申込書により申込みの上、速やかに受検してください。

平成21年8月3日

岩手県 ○○市 ○○ ○○
 上下水道部 下水道課 管理係

図 3-1 岩手県における受検督促ハガキの例

様式第 13 号別紙

浄化槽水質検査申込書	
<p>一 浄化槽法第7条第1項の規定に基づき、設置後等の水質検査（使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に1回）を申し込みます。</p> <p>一 浄化槽法第11条第1項の規定に基づき、定期検査（設置後等の水質検査実施後は毎年1回）を申し込みます。</p>	
年 月 日	
〒	
フリガナ 住所	
フリガナ 氏名	
印	
電話番号 — —	
浄化槽の設置場所	
浄化槽の処理方式	
方式	
浄化槽の処理能力	
人槽	
使用開始年月日	
年 月 日	
施工業者	
保守点検業者	

図 3-2 岩手県浄化槽設置等事務取扱要領における水質検査申込書の例

<宮城県>

平成 10 年より効率化検査導入している。

受検率が 80%を超えてから、さらに上昇させるのに苦労している。受検につなげられない方々は、費用が負担できない人、いわゆるクレマー等であり、行政が対応するものの、受検につなげることが困難である。今後、これら受検に理解を示さない者への対応が課題である。

近年、市町村への権限委譲が進むことにより、市町村の検査に対する取組の温度差があることも課題となっている。

<岐阜県>

検査員による通常検査を行っており、検査と維持管理の一括契約(らくらく一括契約)を行い、平成 4 年頃から高い受検率を維持している。

21 年度末の受検率は 83%であるが、休止・転居の浄化槽が約 10,000 基以上(約 5%)あることが実質の受検率を下げている。もし、休止浄化槽を除けば、(検査対象の)設置基数 176,151 基となり、7 条と 11 条の 1 年間の合計検査基数 166,489 基から、検査率 94.51%となる。(平成 22 年 1 月末データ)

さらなる受検率の向上のために、岐阜県が平成 18 年より県職員 0B による浄化槽管理指導専門職を 5 圏域に配置している。

<岡山県>

浄化槽に関連する各団体が強固な協力関係を築き、諸問題に対処している。

統一様式による一括契約を行っていることから、保守点検業者が集金業務を行うことにより、検査機関は検査に専念できる。その結果、11 条検査受検率が高い。

検査機関発足以前(廃棄物処理法第四条の二十号検査)から、県規則に沿って全ての浄化槽で BOD 検査を実施していたことを引き継ぎ、水質検査項目で BOD 検査を実施している。

検査員が検査対象浄化槽を、ほぼガイドラインに沿って毎年検査しているので、各施設の履歴が容易に分かる

11 条検査の受検率については、数年前から台帳整備が進み、受検率が上昇してきている。台帳整備率が 100%になったと仮定したとき、既に廃止済みの浄化槽等が検査対象から除外されるため、実態としては、確実に 95%以上と考えている。

3 - 2 受検率が 50%を超える県

平成 20 年度末現在、11 条検査の実施率が 50%を超える県は、北海道（16 ポイント上昇し 70%）、山形県（13 ポイント上昇し 59%）、群馬県（24 ポイント上昇し 59%）、新潟県（61 ポイント上昇し 70%）、福岡県（9 ポイント上昇し 60%）、秋田県（5 ポイント上昇し 54%）、栃木県（6 ポイント上昇し 56%）、佐賀県（1 ポイント上昇し 69%）、高知県（5 ポイント上昇し 57%）、長崎県（上昇はないが 73%）10 県である。

これら 10 県の取り組みとして、以下のことがあげられる。

- 1) 受検依頼数の増加を図る取り組みとして、行政機関名で受検案内を送付する。
北海道、高知県、長崎県
- 2) 受検依頼数の増加を図る取り組みとして、効率化検査導入(採水員の活用)により、保守点検業者から受検促進を図る。
栃木県、群馬県、新潟県、福岡県
- 3) 受検依頼数の増加を図る取り組みとして、以下のことを行っている。
 - HP を作成。地区衛生組織連合会へ啓発チラシ配布し広く周知を図る。（山形県）
 - 新規設置者にパンフレットを配布。補助対象浄化槽設置者に対し講習会を行っている。（秋田県）
 - 県及び市町村広報誌に法定検査に関する記事を掲載し受検啓発を図っている。（新潟県、福岡県）
 - 新規設置者に使用にあたっての留意事項(維持管理や法定検査の必要性)に関するパンフレットを郵送している。その資料の一部に、使用開始連絡ハガキを同封し、そのハガキの返信により、使用開始等を把握している。（福岡県）
- 4) 受検依頼に対応するため、効率化検査を導入している（具体的には、後述(p23)）。
 - ・検査員による効率化（山形県、佐賀県）
 - ・採水員活用による効率化（栃木県、群馬県、新潟県、福岡県）

このうち、高知県、北海道、福岡県に対して実施したヒアリング結果を示す。

< 高知県 >

平成 18 年から権限委譲市町村と保健所と連携し、設置者講習を行うと同時に未受検者に対する指導文書を送付している。

法定検査により浄化槽管理者の変更が判明した場合には、浄化槽管理者変更届を検査機関が代理で行政へ報告し、台帳情報を変更できる仕組みを県が構築した。

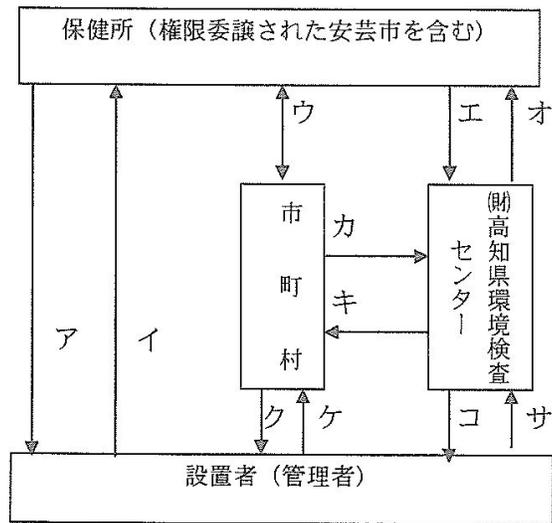
高知県は、他県に比べて水に対する関心が高く、清流「四万十川」を抱えているため、水環境保全の観点からも浄化槽に対する理解はあると思われる。

受検率に地域差があり、都市部(高知市)を除くと、受検率は 70%を超えている。

高知市は、受検率が 39%しかないため、平成 22 年度から「浄化槽システム」を運用することになっておりその効果に期待している。このシステムは、保守点検業者に保守点検清掃記録を提出させ、行政監視を強化し、受検勧奨を進めるものである。また、清掃業者は県内で 15 社あり、ほとんどが保守点検と兼業しているため、ほぼ 100%の業者を掌握しているといえる。

市町村への権限委譲が進み、行政との連携が必要なので、保健所ごとに検査機関の担当を決めて、検査の合間に立ち寄り、各保健所と絶えずコンタクトを取るようになっている。

法定検査の未受検者指導については、平成 9 年の研究集会で報告した保健所、市町村及び指定検査機関の連携(図 3-3)にしたがって、指導を行っている。すなわち、指定検査機関から保健所へ受検拒否者の指導を依頼し(図中オ)、保健所から受検拒否者へ指導する(図中ア)流れである。



- ア. 法定検査の受検指導及び改善指導
- イ. 不適箇所の改善報告，浄化槽に関する問合わせ，苦情及び要請等
- ウ. 行政機関の連携
- エ. 設置届と法定検査申込書の通知，未受検者指導通知書の発送依頼，不適正の改善指導結果の報告及び浄化槽法定検査に関する協力等
- オ. 法定検査結果の報告，不適正浄化槽の改善依頼及び受検拒否者の受験指導
- カ. 法定検査の協力
- キ. 法定検査結果の報告（補助対象施設のみ）
- ク. 設置補助金交付及び住民サービス提供
- ケ. 設置補助申請，浄化槽に関する問合わせ，苦情及び要請等
- コ. 法定検査の実施と結果書交付，改善内容の助言及び受検依頼等
- サ. 検査申込み及び依頼。浄化槽に関する問合わせ等

図 3-3 高知県の保健所、市町村、指定検査機関の連携の例

<北海道>

平成17年の改正法施行後は前年度の未受検者（受検拒否者、未案内者）に対して、3ヶ月前に『検査機関から受検を促す案内文書（申込書同封）』を出すようにし、返事が無い浄化槽管理者に対して行政指導（文書指導や訪問指導）を行ったことは大きな効果をあげた。

従前は、管理者に検査通知した浄化槽全てを対象に検査員が訪問していたが、上記以後は未受検者への対応の変更により、検査員の時間的損失が減少した。

検査機関と市町村の台帳の照合等により、設置基数の差幅が減少した。

北海道は、権限移譲（北海道では、権限を移すという趣旨から「移譲」と表示している）に伴う市町村の行政対応に差が生じないよう、「北海道浄化槽事務ガイドブック」を策定し市町村に配布（北海道のホームページにも掲載）している。（昭和62年に全市町村へ権限移譲済み、平成17年の法改正事務については、163/179市町村に権限移譲済）

「北海道浄化槽事務ガイドブック [H21,6]」

（「北海道浄化槽指導指針」[H14,7]の改訂版）

北海道庁 HP（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/khz/jyokasou1.htm>）

このガイドブックには、以下点が盛り込まれるなど、法定検査の結果を市町村が活用する内容となっている。

台帳整備を行うこと。

検査結果を活用して管理者への指導すること。

保守点検、清掃業者への指導を行うこと。（支庁長と協議して行う）

法律事項の説明を検査機関だけで行なうことには限界があるため、検査制度の信頼性の確保と市町村等の関わりを図るため、行政（北海道）と連携して市町村職員を対象とした研修会等も開催している。

「北海道浄化槽指導指針」より

第2 浄化槽の維持管理

浄化槽の保守点検（法第2条第3号）と浄化槽の清掃（法第2条第4号）とを総称して「浄化槽の維持管理」という。また、その技術上の基準（法第4条第7項及び第8項）をここでは「維持管理基準」という。

1 報告の徴収等

）市町村長は、浄化槽法第10条の2各項の規定に基づき浄化槽の使用開始、技術管理者の変更または、浄化槽管理者の変更について参考様式5～7を参考に報告書を提出させ、台帳を整理すること。

）市町村長は、浄化槽の使用を廃止した浄化槽管理者に対し、浄化槽法11条の2の規定に基づき、別記様式第4号の浄化槽使用廃止届出書を提出させ、台帳を整理すること。

なお、知事が、知事が受理をするべき浄化槽使用廃止届出書（その権限の移譲をしていない市町村分の届出書）を受理した場合には、その写しを当該浄化槽が設置されていた区域の市町村長に回付することとし、市町村長は受理した写しに基づき、台帳を整理すること。

）市町村長は、上記)及び)の報告書を提出しない浄化槽管理者に対して、法第53条第1号の規定に基づき報告の徴収を行うこと。

）市町村長は、法第7条第1項及び第11条第1項に基づく浄化槽の水質に関する検査（以下「水質検査」という。）を行う指定検査機関から、水質検査の結果の報告があった場合は、内容を確認し、必要に応じ台帳を整理すること。

なお、この水質検査の結果の報告については、その権限の移譲を受けている市町村にとっては、法第7条第2項及び第11条第2項に基づく指定検査機関からの報告であり、その権限の移譲を受けていない市町村にとっては、昭和63年9月12日衛浄第56号厚生省生活衛生局水道環境部長通知に基づく報告である。

2 指導、改善措置命令等

）市町村長は、浄化槽に関する苦情等があったときは、その状況等を確認すること。

）市町村長は、(1)の)の水質検査の結果の報告並びに保守点検業者及び清掃業者から提出される保守点検・清掃それぞれの記録票前項その他によって浄化槽の維持管理等が不適正であると認めるときは、浄化槽管理者等に対し、必要な改善措置を講ずるよう指導するとともに、その結果を報告させること。

）市町村長は、浄化槽の維持管理について、前項の指導にもかかわらず改善が認められないなど、その必要を認めるときは、浄化槽管理者に対し、維持管理改善事項の参考様式8等を参考に通知すること。

）市町村長は、前項に係る浄化槽の維持管理の改善が実行されず又は不完全であり、維持管理基準に従って浄化槽の維持管理が行われていないと認めるときは、法第12条第2項に基づき浄化槽の維持管理について必要な改善措置を命じ又は当該浄化槽の使用の停止を命ずることとする。

なお、浄化槽保守点検業者に対して改善措置を命令する必要があるときは、必要に応じ、支庁長に連絡し、協議すること。また、浄化槽保守点検業者に改善命令を行った場合は、その写しを支庁長に提出すること。

）浄化槽の維持管理等が不適正である原因が浄化槽の構造面に及ぶ場合又は改造計画が浄化槽の構造の変更等に伴うものであるときは、特定行政庁に連絡すること。

< 福岡県 >

平成 17 年法改正以後、未受検者に対して、行政から受検案内を発出してもらったことで、それまで伸び悩んでいた受検率の向上に寄与した。

浄化槽の維持管理に関するパンフレット（図 3-4）を作成、配布し、定期的に見直しを行っている。



「保守点検」・「清掃」・「法定検査」は、わたしたちの身近な水環境を守り、子供たちの未来を守るためのトライアングルです。この3つはとても大事な事なので必ず実施してください！



保守点検と清掃と法定検査が大切なのは分かったのだけど・・・どうすればいいのかしら？

まずは保守点検や清掃の契約をしようね！！



もしも分からない事があったら「浄化槽協会」にお問い合わせください
TEL 092-947-1800



財団法人 福岡県浄化槽協会
<http://www.fjkyo.or.jp>

図 3-4(1) 福岡県における浄化槽の維持管理啓発用パンフレット例

**浄化槽の「保守点検」・「清掃」・「法定検査」は
水環境を守るトライアングルだよ!!**

浄化槽は、下水道と同じくらい水をキレイにすることができるんだよ。どちらもバクテリア(微生物)を利用して汚れた水をキレイにするから、維持管理はとても大切なんだ!! そのために、浄化槽を設置(所有)している人に、

**定期的な「保守点検」・「清掃」・「法定検査」が
法律で義務づけられているんだよ!**

清掃 清掃をしましょう!

って何?

浄化槽をやさしく使ってあげても、1年ぐらいうると中に汚れがたまって汚泥となるから、汚れを抜き取ってやる「清掃」が必要になるの! この汚れをそのままにしておくと、臭いが発生したり、水質が悪化する原因となるのよ!

「清掃」ではバキューム車で汚泥の抜き取りを年に一回以上行わなければならないの!

浄化槽をやさしく使ってあげるために、お皿などの汚れは、あらかじめふき取ってから洗ったり、洗剤は必要以上に使わないなどのやさしい心づかいが必要なの、それでもたまってくる汚れがあるから「清掃」を行うのよ!

保守点検 保守点検を受けましょう!

って何?

浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充など定期的に管理するのが「保守点検」の役目なんだ!

浄化槽は槽内のバクテリアが水の中の汚れを食べてキレイにしてくれるから、バクテリアが活発に活動出来るように調整が必要なんだよ!

ほくちバクテリアが浄化槽の中で汚れを食べて、キレイにした水を川に流すんだ!!

酸素がないところで働くバクテリア

酸素があるところで働くバクテリア

浄化槽のイメージ

浄化槽の状態は、それぞれのお家の使用状況や季節などによっても違ってくるから、バクテリアの健康管理には細心の注意と技術が必要なんだよ!!

法定検査 法定検査を受けましょう!

って何?

「保守点検」や「清掃」がきちんと実施され、浄化槽が正常に機能しているかどうかを検査するのが「法定検査」です。

県知事の指定を受けた浄化槽協会が「法定検査」を行っています!

法定検査の依頼は、保守点検や清掃の業者さんが代行手続きをしますので、保守点検や清掃の依頼をする際に必ず一緒に法定検査も依頼してください。検査の結果は、依頼のあった業者さんへ送っていますから、結果書をもって見てください!

保守点検や清掃の契約

キレイな水を流しているかどうか、毎年1回受けることが義務付けられる「法定検査」は、私たちの健康診断に例えられています。

※保守点検や清掃の回数や処理方式や処理対象人員によって異なります。

図 3-4(2) 福岡県における浄化槽の維持管理啓発用パンフレットの例

4 . 受検率上昇策の考え方

受検率の上昇には、検査依頼数を増加させることが前提であり、「11条検査の効率化」とは、検査依頼数の増加に対応するために、検査の実施基数を増加させる手法のひとつである。

受検率上昇策について整理したものを以下に示す。

- 1) 検査依頼数の上昇（検査依頼数の増加を図ること）
 - 行政からの啓発・勧奨によるもの
 - 指定検査機関の啓発・勧奨によるもの
 - 保守点検・清掃業者の勧奨（一括契約等による検査依頼の代行）
- 2) 検査実施基数の上昇（検査実施基数の増加を図ること）
 - 検査員の増員
 - 検査員による効率的な検査を行う
 - ・検査時間の短縮（項目の削減や管理者への受検勧奨の省略）
 - ・移動時間の短縮（検査対象の計画的な選定）
 - 採水員による検査

すなわち、都道府県の受検率向上策として示されていた以下のものは、検査依頼数の増加を図るための取り組みである。

- ・パンフレットの作成
- ・広報誌・HPへの掲載
- ・設置者講習会の開催
- ・受検督促文書の送付等

そして、効率化検査は、依頼数に応じた検査実施基数の上昇を図るための取り組みである。

5 . 検査依頼数の上昇策

5 - 1 未受検者対策の段階的対応

「法の下における公平性の確保」のため、未受検者の把握と受検の促進は、基本的な事項である。

1) 未受検者の把握

検査依頼の増加を図るためには、まず、未受検者の把握を行う必要がある。これには、浄化槽台帳の整備を行うことが必要である。

また、台帳整備と同時に行政、指定検査機関、業者の連携を図り、下図に示すような段階で受検の促進を進める。

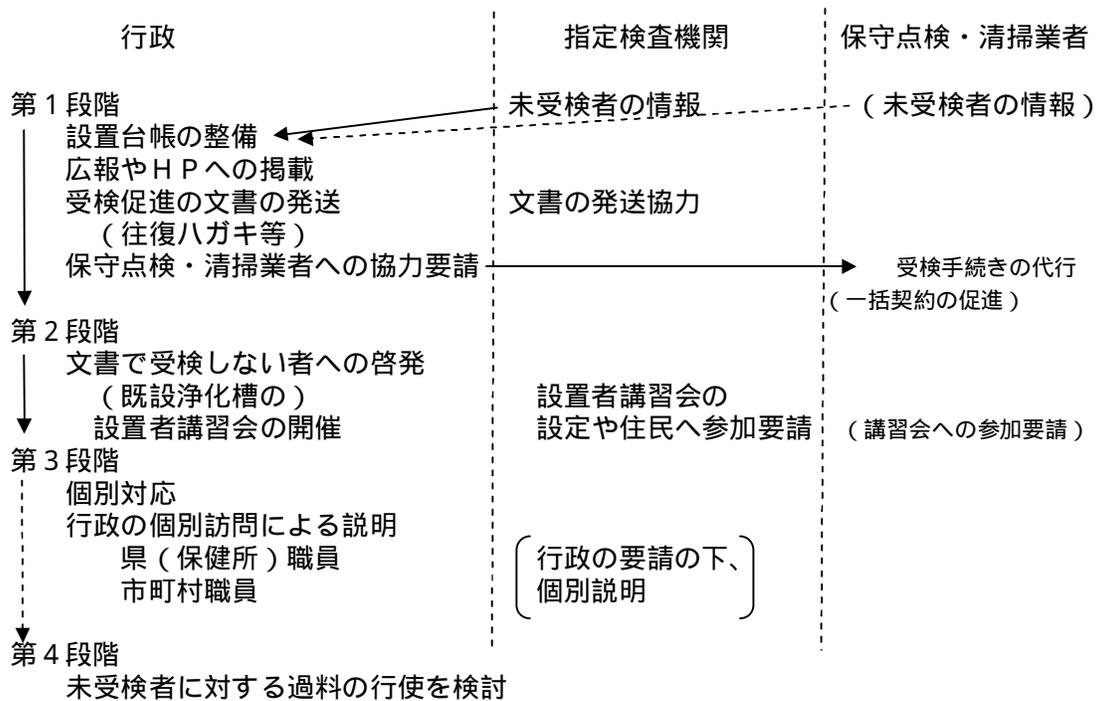


図 未受検者対策における行政、指定検査機関及び保守点検・清掃業者の連携

出典：月刊浄化槽 2009年3月 No395,p16

2) 広報、HP掲載

不特定多数に広報することは、直接的な反応は少ないが、文書の発送や個別対応した際に認知されていることがあるので必要である。

3) 文書の発送

未受検者の把握を行った後、受検の勧奨を行うが、文書の発出者は、「行政機関」であることが必須である。

受検率が上昇した要因に、行政からの文書が効果を発揮することは、明らかになっている。督促の文書を発出すると設置者からの苦情や問い合わせで通常業務に支障をきたすが、そこを乗り越えないと次の展開はない。

4) 業者へ受検手続きの代行を要請する(一括契約の促進)

一括契約が受検促進に効果的であることは周知であるが、課題となるのは、業者と指定検査機関との連携をどうとるかである。

- ・ 保守点検業者に対する検査のメリットを示す。
- ・ 保守点検や清掃業者は自らの仕事を評価されるものと認識しており、業務に問題を感じている業者の協力を求めることは困難。
- ・ 一括契約を行う場合、保守点検及び清掃料金の統一化を図る必要がある。
- ・ 業界と自主的に連携がとれない場合は、行政が両者の調整を行うことが必要である。

5) 浄化槽設置者の啓発

浄化槽設置者への啓発は、継続して行うことが必要である。以下に宮崎県での啓発活動の事例を示す。

[出典：浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアル p48-50(環境省)]

宮崎県では、平成 11 年度から新規に浄化槽を設置した人を対象として、浄化槽の整備促進や適正な維持管理確保のために、浄化槽の機能や特徴、維持管理の重要性についての基本知識を周知するために、任意参加の講習会出席を呼びかけました。しかし、出席者の数は新規浄化槽管理者の 2 割にも達しませんでした。

そのために、平成 16 年 3 月に、浄化槽を設置する前の手続きの段階で、原則、全ての設置予定者に受講を義務付け(浄化槽指導要領)、平成 17 年 10 月には、宮崎県環境条例「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」で受講を条文化しました。講習会修了者へは「受講済証」が発行され、その「受講済証」がないと市町村への浄化槽設置に伴う補助金申請もできず、浄化槽の設置ができない制度です。なお、この宮崎県の制度は、佐賀県の制度を参考にしたものです。

この結果、受講者数が平成 15 年度の 672 人から平成 16 年度は 3,814 人に、11 条依頼件数(依頼率)も 1,714 件(37.5%)から 2,004 件(43.8%)と増加している。さらに、維持管理の重要性を浄化槽使用者に直接説明することができたことから、維持管理により効果が出ると期待されている。

宮崎県の浄化槽使用者講習会の開催手順

時刻	作業等	担当・他
13:00 ~ 13:30	会場の準備設営、資料・受付等の準備チェック	派遣講師2名(A, B)
13:30 ~ 14:00	受付	受付係: 派遣講師B
14:00 ~ 14:01	開会のことば	派遣講師A
14:01 ~ 14:04	開会の挨拶	保健所職員

14:04 ~ 14:05	資料の確認と開催スケジュールの説明	派遣講師A
14:05 ~ 14:30	啓発ビデオの上映 全浄協制作:「見つめて! 私たちの水辺 わが町の環境支える浄化槽」	
14:30 ~ 14:55	講義(補足説明等) 浄化槽行政について * 公共用水域の現状、浄化槽行政と法律関連について 浄化槽の使用上の注意 * 浄化槽のしくみについて、施工について * 使用上の注意と維持管理について 法定検査について	講師:派遣講師A
14:55 ~ 14:58	質疑応答	講師:派遣講師A
14:58 ~ 15:00	閉会のことば(「浄化済証」の交付と関係機関への提出方法についての説明)	派遣講師A
15:00 ~ 15:05	「浄化済証」の交付 * 受付係Bは、講習時間中に参加人数分の「受講済証」の発行作業を行う。 * 受講済証」の交付にあたっては、一人ひとりの名前を呼び上げ手渡し	受付係:派遣講師B
15:05 ~	会場の後片付け	派遣講師2名(A、B)

出典 月刊浄化槽2006.6.No362 高橋 表を一部改変

平成17年宮崎県条例20号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例(抄)

第4章 公害の防止

第2節 水質の保全に関する規制等

第3款 生活排水対策の推進

(生活排水対策の推進)

第49条 知事は、生活排水(水死汚濁防止法第2条第8項に規定する生活排水をいう。以下同じ。)の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策(以下「生活排水対策」という。)を推進するため、市町村と連携して、生活排水対策に関する総合的な計画を定めるものとする。

2 県は、県民及び事業者に対し、前項に規定する計画に基づく生活排水対策に関する啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第50条 県は、市町村が行う生活排水処理施設(公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設をいう。)の整備その他の生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上の助言をその他の援助に努めるものとする。

(日常生活等における水質の汚濁の防止)

第51条 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、県又は市町村による生活排水対策の実施に協力しなければならない。

(生活排水の適正な処理)

第52条 生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置をとるべきこととされている場合を除き、浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。)を設置し、又は生活排水の排水管を集合処理施設(農業集落排水施設その他の生活排水を集合処理する施設をいう。)に接続することにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。

(浄化槽に関する講習会)

第53条 浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽の機能を正常に維持するために必要な基礎的な知識を習得させることを目的として県が行う講習会又は指定する講習会を受けるよう努めるものとする。

- 6) 法定検査費用に対する助成制度の創設を検討する。
(平成20年12月現在、104市町村で実施されている)
本事例については、5-3で詳述する。

5-2 浄化槽管理者への説明と対応事例

受検促進にあたっては、浄化槽管理者から苦情が発生する。様々な内容の苦情対応には経験が必要となる。電話対応や現場で直接対応することもあるが、同一の指定検査機関内での対応が異なると、管理者との関係修復は困難となる。

苦情の類型としては、次のようなものがある。

- 法定検査の意義や浄化槽法の理解不足
- 検査通知を発出する際の個人情報漏洩との疑念
- 保守点検との差違がわからない
- 検査料金に関するもの
- 不公平感
- 自分の管理する浄化槽には法定検査は不要であるとの誤解
- 保守点検業者の教唆(受検しなくてよい)や業者に対する不信
- あからさまな受検拒否
- 天下り批判

例えば、兵庫県の指定検査機関では、行政担当者とも協議し、行政機関と指定検査機関が統一した認識で対応できるように「浄化槽管理者からのクレーム(受検拒否)対応マニュアル」を作成している。(参考として、以下にマニュアルを示す。)

このような対応マニュアルは、関係機関の担当者が共通の認識をもって対応するうえで有効であると考えられ、県民性が異なるなど、地域の実情を踏まえ、各県に応じた対応マニュアルを作成することが必要である。

(社)兵庫県水質保全センター

「浄化槽管理者からのクレーム(受検拒否)対応マニュアル」(平成21年3月)

クレーム内容	対処方法(説明・説得内容)
<p>永年、浄化槽を使用しているが、今までは検査の必要がなかった。 なぜ今頃になって検査の案内を送ってくるのか？</p>	<p>11条検査は、今まで受検の必要がなかったわけではなく、昭和60年から施行された浄化槽法で既に規定されていた。平成18年2月に改正された浄化槽法により受検拒否者に対しては、県等の必要な指導及び助言・検査を受けるべき旨の勧告や改善命令等の監督権限が強化された。 この流れを受けて、単独浄化槽も含め全ての浄化槽管理者に検査案内を送付している。</p>
<p>平成18年2月に法律改正になったと言うのなら、なぜ3年後の今なのか？</p>	<p>当センターでは、公平な受検機会を確保するため、当センターが保有する浄化槽台帳や県等が保有している浄化槽情報の提供を受けながら、現在、県下全域での浄化槽の実態調査に取り組んでいる。調整が整った箇所から順次案内を送付しているので、時差が生じてしまう。</p>
<p>法律など全く知らない！ 聞いたこともない！</p>	<p>浄化槽法は、公共用水域等の水質保全を図るために定められた。下水道未整備地域では、浄化槽によって公共用水域等の水質汚染が防げる。 現在、下水道と同等の浄化効果がある合併浄化槽の設置が義務付けられている。 このため、浄化槽管理者にとっては、これまで以上に適切な保守点検や清掃とともに法定検査などの維持管理が必須になる。 浄化槽法は日々の生活に密着した重要な法律の一つであると言える。</p>
<p>どこの情報から案内してきたのか？</p>	<p>浄化槽設置届出等の申請書は、書類の一部が当センターに返送されることとなっている。これらをもとにした浄化槽台帳とともに県等が所有していた各種届出書等も照会して、案内を送付している。 しかし、単独浄化槽については、当センターの保有情報が不足しており、これまで十分な受検案内が行われていなかった。 このため、本県では、公平な受検機会を確保するため平成18年11月21日に個人情報保護審議会に対して「県が保有する浄化槽管理者等からの設置等届出情報を指定検査機関である兵庫県水質保全センターに提供する」ことに関して諮問し、11月24日付けで、情報提供については公益上の必要性を認める旨の答申が出されている。 法定検査に必要な情報については、今後も県から提供を受ける。</p>
<p>検査は強制か？ 強制でないなら受けたくない！ 罰則で脅かしているのか？</p>	<p>法定検査は、保守点検や清掃とともに浄化槽管理者に課せられた大切な義務とされている。 浄化槽法第11条では、毎年1回指定検査機関の行う検査を受けなければならないと明記されている。 受検拒否者に対して、強制的な検査はできないが、県等の行政からの指導や受検勧告、必要であれば受検命令や措置命令を発することができる。 しかし、決して脅しではない。</p>
<p>法定検査の意味が理解できない！</p>	<p>法定検査は、放流水の状況や日頃の維持管理(保守点検・清掃)が適切に実施されているかを確認する検査であり、第三者である検査機関が公正中立に行う。いわば浄化槽の健康診断にあたる。 浄化槽の機能を適正に維持し、河川等の公共用水域の水質保全を図るためにも重要な検査である。</p>

料金が掛かることが納得できない！ 料金が安いし、払えない！	浄化槽は個人の所有物であり、検査料金は下水道料金と同様に使用者の負担となる。 法定検査料金は、実費弁償方式をもとに定められており、検査業務を行うために必要な検査員の人件費、水質の分析費用、車両整備費、燃料代、パンフレット作成費、通信・郵送費、消耗品費などが含まれている。
浄化槽の維持管理費用は、下水道料金に比べて高いのでは？	10人槽以下の浄化槽の維持管理費用は、法定検査料金に保守点検費・清掃料金を加え、合計で5～6万円程度となるが、下水道料金と比較しても大差はない。
下水道に接続予定なのに検査を受ける必要があるのか？	下水道に接続されるまでは、受検義務が生じる。 なお、浄化槽の使用を廃止した際は、30日以内に廃止届出書を提出しなければならない。
近所で受けていないところがある。 近所と一斉なら受ける！	年に1度の検査であるので、浄化槽を設置し使用した時期により、検査の時期は異なる。 必ずしも近隣の浄化槽管理者と同じ日に検査が行われるとは限らない。検査実施日等については、改めて検査員が訪問し説明する。
ほとんど使っていないので、水もきれいだし、検査の必要はない！	日頃使用していなくても、維持管理の義務が生じる。また、浄化槽は自然界の有益菌を利用して水を浄化する装置であり、日頃使用していない場合は、なお一層維持管理に留意しなければならない場合がある。
保守点検をしており、公共用水域に汚れた水は流していない！	法定検査は、保守点検とは内容が全く異なる。 保守点検は浄化槽の機能が正常に保持されるよう、浄化槽の装置や機械の調整・修理、消毒剤の補充や汚泥の状況を確認するものであり、また、清掃は汚泥やスカムの引き出し、装置の洗浄を行う作業である。これらは人に例えるならば、日常の健康管理にあたる。 一方、法定検査は、浄化槽の放流水の水質について、及び保守点検・清掃が適切に行われているかについて、第三者機関である検査機関が検査するもので、いわば健康診断にあたる。
保守点検業者が受けなくてもいいと言った！	県等では、条例により浄化槽保守点検を業とする者に対して、知事や市長の登録制度を設けており、この条例の中で「保守点検業者は、浄化槽管理者に法定検査を受検させるよう努めなければならない」と定められている。 保守点検業者が明らかに法律違反を教唆している場合は、県等および当センターで責任を持って対応する。
なぜ今になって、4年に1度だけ受検を強要するのか？ 業者が行っているのではないのか？ (保守点検業者が実施している検査員補制度・効率化検査について)	当センターでは単独浄化槽(20人槽以下)の受検率を向上させるため、平成15年4月から法定検査の一部に、保守点検実務者に放流水の採取及び外観検査を委託する「検査員補制度」を実施してきた。 制度を導入した当時の県下における浄化槽の設置基数は、合併浄化槽5万基に対して、単独浄化槽が11万基と、当センター検査員による検査では受検率の向上が極めて難しいことから取組んだものである。 検査員補制度に取組んでいる保守点検実務者は、当センターの講習を受講した浄化槽管理士であり、4年に1度は当センターの検査員が法定検査を行うことで環境省および県の承認を得ている。
天下り団体に払う金はない！	当センターには、県のOBが1名勤務しているが、事務局員であり役員ではない。 法外な給与を支給しているわけではなく、世間を賑わしている公益法人の天下りの実態とは全く異なる。

5 - 3 行政の維持管理費用に対する補助の事例

これまで、様々な未受検者に対する取組事例をあげてきたが、これまで受検をしていない浄化槽管理者にとって、受検拒否の理由の大部分は料金問題と考えられる。

浄化槽の適正管理を行う義務は浄化槽管理者にあることはいうまでもないが、その浄化槽の管理が適正か否かを監視するのは、行政の役割である。

平成 17 年法改正以来、行政は様々な取り組みを行ってきたが、維持管理費用に対する補助制度は、受検促進に大きな効果が期待できる施策と考えられる。

平成 20 年 12 月現在、維持管理に補助を行っている行政機関は、40 都道府県の 171 市町村 + 8 区である。

維持管理費用に対する補助（171 市町村 + 8 区の内訳）（平成 20 年 12 月末現在）

補 助 範 囲	合併だけ	単独・合併	単独だけ	計
保守点検・清掃・法定検査・電気代	18	0	0	18 (10%)
保守点検・清掃・法定検査	63	4	0	67 (36%)
保守点検・清掃	15	2	0	17 (9%)
保守点検・法定検査	8	0	0	8 (4%)
保守点検	8	0	0	8 (4%)
清掃	13	35	1	49 (27%)
法定検査	9	2	0	11 (6%)
その他	4	2	0	6 (3%)
計	138	45	1	184(100%) ^{注1)}

（出典：平成 20 年度浄化槽行政に関する調査等結果 p30-38 から作成（環境省））

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/index.html>

注 1) 岡山県津山市 (2 地区)、広島県北広島町 (4 地区) 及び延岡市 (2 地区) は合併前の旧町村によって補助範囲が異なっている。したがって合計欄は、171 市町村 + 8 区 (東京都) + 5 (上記の 3 市町の旧町村分) = 184 となる。

注 2) 補助範囲が「保守点検・清掃・法定検査・電気代」である自治体は、以下の 18 市町である。

群馬県甘楽町、長野県根羽村、長野県木曾町、長野県山ノ内町、三重県いなべ市
滋賀県西浅井町、兵庫県三田市、兵庫県神河町、兵庫県市川町、兵庫県養父市
奈良県大和郡山市、奈良県平群町、鳥取県江府町、岡山県勝央町、岡山県津山市
佐賀県吉野ヶ里町、長崎県大村市、長崎県雲仙市

注 3) その他は、福島県南会津町 (内訳不明、合併のみ)、神奈川県松田町 (清掃費 & 法定検査費用、合併のみ)、山梨県南アルプス市 (内訳不明、単独 & 合併)、長野県高森町 (内訳不明、合併のみ)、奈良県香芝市 (内訳不明、単独 & 合併) 及び長崎県小値賀町 (電気代、合併のみ) の 6 市町である。

注 4) 維持管理組合に対し補助しているのは 40 市町村である。

注 5) 平成 19 年 12 月末時点で、「維持管理費用に対する補助」を実施している自治体は 180 市区町村 (185 = 180 市町村 + 5 区) である。また、維持管理組合に対し補助しているのは 40 市町村である。

注 6) 平成 19 年における浄化槽整備事業の実施市町村数は 1,312 市町村である。

また、平成 20 年 11 月 1 日時点の市町村数は 1,782 である。

したがって、維持管理費に補助を実施している市町村の割合は、

整備事業実施市町村の 13 (171/1,312) %、

全市町村の 10 (171/1,782) % となる。

補助対象の浄化槽の種類は、合併浄化槽のみがほとんどである。一部の市町村で、清掃料金のみの補助を行っている場合は、みなし浄化槽（単独）も対象になっている。

維持管理の業務（保守点検、清掃、法定検査）の範囲は、全て補助している場合といずれか二つあるいは一つの補助と市町村により様々である。法定検査を補助対象としているのは、104市町村である。

補助金額は各業務を合計した金額として設定されている場合が多く、5人槽で2,500～40,000円/年程度である。

以下に、維持管理費用の補助における特徴的な取り組み事例を示す。

<松山市>

補助を受けるためには法定検査を受検していることが条件であり、合併処理浄化槽のみ10,000円/年の補助がある。みなし浄化槽の維持管理費用より低額となることから、みなし浄化槽から浄化槽へ転換する管理者が増加した。

<富士市>

平成22年4月から始まる制度であるが、法定検査を受検することを条件として18,000円/年（浄化槽管理者に直接交付）が出る。これにより、浄化槽管理者は法定検査受検料（平均5,000円）と保守点検費用（平均13,000円）を賄うことができるため、受検に対するインセンティブが働くものと期待されている。

そして、浄化槽の設置費用の補助も、みなし浄化槽から浄化槽への転換の場合、増額を図り、今後、みなし浄化槽から浄化槽への転換促進が期待されている。

市内に浄化槽区域を設定し、浄化槽区域に新設する場合には、補助金を上乘せし、5人槽で56.9万円の補助額である。そして、みなし浄化槽からの転換の場合は73.5万円となっている。また、下水道区域について、従来事業認可区域は補助対象外であったが、7年以内に整備されない区域については、事業認可区域であっても33.2万円（従来額）の補助を行う。富士市は、下水道部が浄化槽行政を担当しており、分散した浄化槽の行政監視のツールとして法定検査は欠かせないことから、維持管理の補助に受検の条件を入れた。富士市の維持管理費用助成制度のパフレットを図3-5に、新しい設置費用の補助に係る概念図を図3-6に示す。

2.浄化槽維持管理費補助金制度について

～平成22年4月1日からスタート～

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理しています。
微生物が活動しやすい環境に保つことが大切です。
そのためには、浄化槽法で定められた保守点検、清掃、法定検査を実施することが必要です。
適正な維持管理を実施している浄化槽に対して補助金を交付します。

1. 維持管理費補助を受けられる地域

下水を処理すべき区域となってから、1年を経過した区域を除く市内全域。

2. 補助対象となる浄化槽

- ① し尿と雑排水を併せて処理し、国の補助基準を満たす処理対象人員10人以下の浄化槽。
- ② 主に一般家庭に設置された浄化槽。
- ③ 維持管理(清掃・保守点検・法定検査)が適正にされ、市税を滞納していない者。

● 清掃

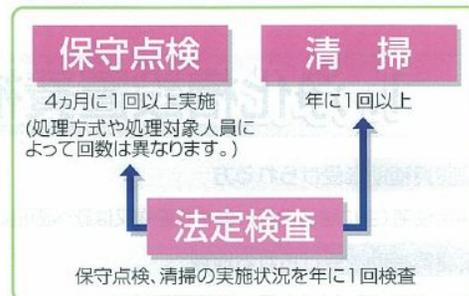
市長の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。

● 保守点検(年3回以上)

県に登録された営業者に委託してください。

● 法定検査(11条検査)

財団法人 静岡県生活科学検査センター(直通:054-621-5030)へ依頼してください。



3. 維持管理費補助金の額

毎年1回、申請により適正と認められたものに対して18,000円の補助金を交付する。

*平成22年度から法定検査(11条検査)を受けた世帯へ、11条検査の結果報告書と一緒に(財)静岡県生活科学検査センターから補助金申請書類が郵送されます。なお、検査結果が不適正の判定の場合は、指摘事項を改善した後、補助金申請ができます。

図 3-5 富士市の維持管理費用助成制度のパフレット

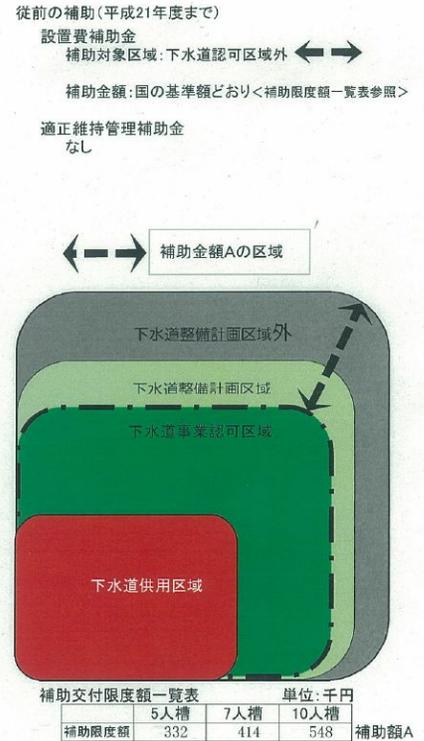
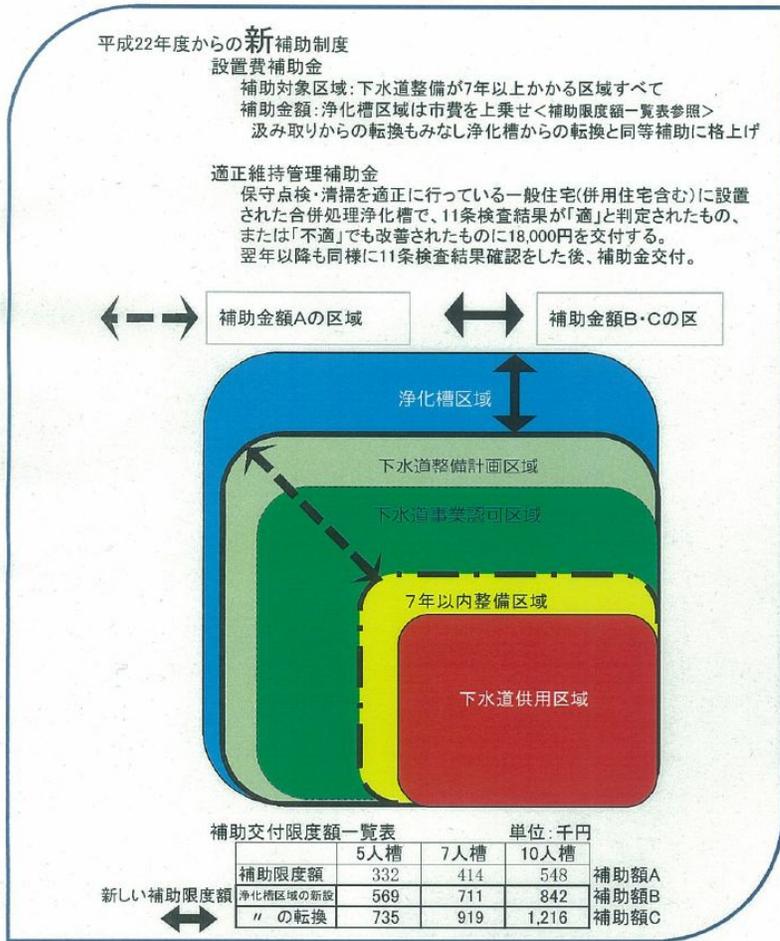


図 3-6 富士市の新しい設置費用の補助に係る概念図

6 . 検査実施基数上昇策としての第 11 条検査の効率化の状況

6 - 1 効率化検査を行う目的

平成 7 年 6 月 20 日付け衛浄第 35 号通知において、「・・・については、これらの通知と併せて、法定検査の適正な実施、受検率の向上等を図るため、下記の事項に十分留意の上、法定検査の効率的な推進等について格段のご協力をお願いする」と示されている。

すなわち、11 条検査の効率化とは「法定検査の受検率（実施率）の向上を図るため」に法定検査を効率的に行うことであるが、前提条件に「法定検査の適正な実施」と示されていることに留意する必要がある。

そして、BOD 導入による効率化について、同通知には「法定検査の効率等について」に以下の内容が示されている。

【出典：平成 7 年 6 月 20 日衛浄第 35 号 各都道府県・政令市浄化槽行政主管部（局）長あて事務連絡厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知】

2 . 法定検査の効率化等について

いくつかの都道府県及び指定検査機関においては、法定検査とは別に、これまでの 11 条検査と BOD その他必要な項目を含む検査を定年周期で組み合わせて実施する方法、1 次検査として BOD 測定等を行い異常の認められるものについて重点的に外観検査等を行う方法等が実施されているが、11 条検査において BOD を導入し、法定検査の効率化を図る観点からこのような方法を採用するに当たっては、その技術的妥当性を十分検討した上で、個別に当職と協議されたいこと。

なお、検査の効率化等の観点からやむを得ず BOD 検体の採水を検査員以外の者が行う場合にあっても、指定検査機関による監督が確実に実行できる体制を整備するなど、法定検査の信頼性を損なうことがないよう万全の措置を講じられたいこと。

そして、BOD 導入による 11 条検査の効率化については、平成 8 年 3 月 25 日付け衛浄第 17 号（各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）法定検査判定ガイドラインの（参考）において、

11 条検査への BOD 導入の趣旨、
放流水の BOD と外観検査項目等との関連、
検査の効率化に当たって留意すべき事項
が示されている。

法定検査判定ガイドラインの（参考）より

11条検査へのBOD導入の趣旨

・・・（中略）

BODが設置及び維持管理の状況を総合的に示す指標であることにかんがみ、検査の効率化を図る観点から、他の検査項目の一部を軽減することも可能であるとされている。

・・・（中略）

検査員の大幅な増員を行わなくとも検査実施数を増加させ、併せて住民負担の軽減にもつながるような検査方法を早急に検討し、積極的に導入していくことが望まれる。

放流水のBODと外観検査項目との関連

・・・（中略）

BODの測定を行うことによって、生物処理機能に支障を生じるような内部設備の固定状況、設備の稼働状況、単装置内の水の流れ方の状況等の異常については、かなりの程度推定することができると考えられる。

・・・（中略）

検査の効率化に当たって留意すべき事項

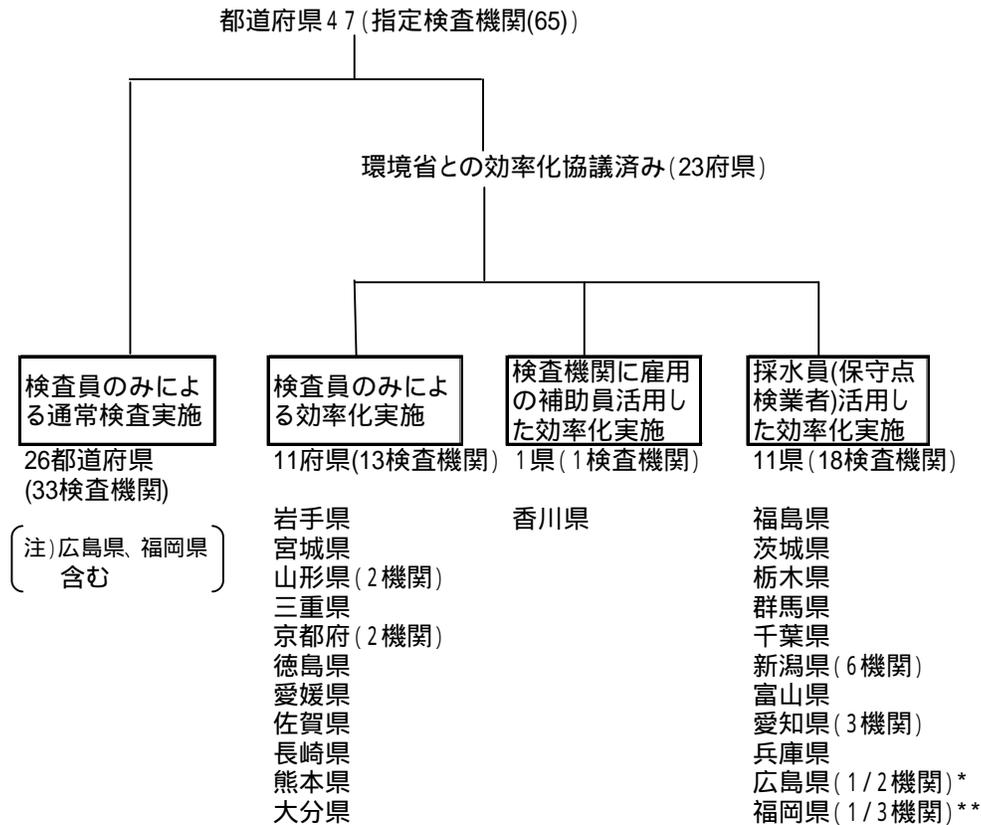
2で整理した関連性等を踏まえて、BODの導入による検査の効率化を検討する際には、以下のような点に十分留意する必要がある。

- (1) BODの測定結果より、外観検査等の検査項目の良否についてもかなりの程度推定し得る。すなわち、BODが望ましい範囲にある等良好である浄化槽は、生物処理機能に大きな異常が認められない可能性が高いと考えられる。
- (2) 消毒の実施状況、維持管理作業性の状況等原理的にBODとほとんど関連性がない項目もあるので、BOD測定結果のみで浄化槽の状態をすべて判断することはできない。特に浄化槽がし尿の処理を行うことを踏まえると、公衆衛生上の問題が起きないように、消毒の実施状況等については、必ず何らかの方法で別途確認すべきである。
- (3) BODと比較的関連性の高い項目であっても、スポット検査であること等も考慮し、特にBOD測定結果に基づく判断実績の積み重ね等により、信頼性が確認されるまでの間においては、一定期間ごとに外観検査等も含めたより詳細なチェックを行う等の措置を講じることが望ましい。
- (4) 総合判定における不適正は、法令の基準に違反しているおそれがある場合をいうものであることから、現状の知見においては、水質検査の結果のみから判定することは適切でなく、外観検査等により、その原因を明確にしたうえで判定すべきである。

6 - 2 第 1 1 条検査の効率化の実施状況

平成 20 年 4 月現在、下図に示すように環境省との協議を行い、BOD の導入による第 11 条検査の効率化を行っているのは 23 府県（32 指定検査機関）である。そのうち採水員を活用した検査を行っている指定検査機関は 11 県（19 機関）である。

効率化検査とは、平成 7 年 6 月 20 日衛浄第 35 号通知に基づき、環境省浄化槽推進室と個別協議を行い実施されている BOD の導入による第 11 条検査の効率的な方法のことをいう。



注*) 2機関のうちB機関が採水員活用し、A機関が定年周期で検査

***) 3機関のうち1機関のみ(11条対象基数の95%)行っている。

図 第 11 条検査における効率化検査の動向

各指定検査機関の効率化検査導入状況は、以下のとおりである。

(4) 効率化検査導入状況一覧（平成20年4月現在）

都道府県	検査機関名	効率化検査導入済み	一部導入				導入時期	検討中	予定なし
			人 槽	種類 (単独と合併)	そ の 他	採水員等			
北海道	(社)北海道浄化槽協会								
青森県	(社)青森県浄化槽検査センター								
岩手県	(社)岩手県浄化槽協会					H17.9... 一部導入 H18.4... 全面導入			
宮城県	(社)宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター					H10.4			
秋田県	(財)秋田県総合保健事業団								
山形県	(社)山形県水質保全協会					H18.4			
	(財)山形県理化学分析センター					H18.4			
福島県	(社)福島県浄化槽協会	10人以下	合併のみ			H17.4			
茨城県	(社)茨城県水質保全協会	10人以下				H15.4			
栃木県	(社)栃木県浄化槽協会					H16.4			
群馬県	(財)群馬県環境検査事業団	50人以下				H17.4			
埼玉県	(社)埼玉環境検査研究協会								
	(社)埼玉県浄化槽協会								
千葉県	(社)千葉県浄化槽検査センター	10人以下	合併のみ			H18.1			
東京都	(社)東京都生活水環境システム協会								
	(財)日本環境衛生センター								
	(社)神奈川県薬剤師会								
神奈川県	(社)神奈川県生活水保全協会								
	(財)神奈川県労働衛生福祉協会								
	(社)神奈川県保健協会								
	(財)下越総合健康開発センター	20人以下				H18.2			
新潟県	(社)新潟県環境衛生中央研究所	20人以下				H18.2			
	(社)県央研究所	20人以下				H18.2			
	(財)新潟県環境分析センター	20人以下				H18.2			
	(財)新潟県環境衛生研究所	20人以下				H18.2			
	(財)上越環境科学センター	20人以下				H18.2			
富山県	(社)富山県浄化槽協会					H20.4			
石川県	(社)石川県浄化槽協会								
福井県	(財)北陸公衆衛生研究所								
山梨県	(社)山梨県浄化槽協会								
長野県	(社)長野県浄化槽協会								
岐阜県	(財)岐阜県環境管理技術センター								
静岡県	(財)静岡県生活科学検査センター								
	(社)愛知県薬剤師会					H15.4			
愛知県	(社)愛知県浄化槽協会					H15.4			
	(財)中部微生物研究所					H15.4			
三重県	(社)三重県水質保全協会					H19.4			
滋賀県	(財)滋賀県生活環境事業協会								
京都府	(社)京都保健衛生協会			5年に1回		H19.4			
	(社)京都微生物研究所			5年に1回		H19.4			
大阪府	(社)大阪府環境水質指導協会								
兵庫県	(社)兵庫県水質保全センター	20人以下	単独のみ			H15.4			
奈良県	(社)奈良県環境保全協会								
和歌山県	(社)和歌山県水質保全センター								
鳥取県	(財)鳥取県保健事業団								
島根県	(社)島根県浄化槽普及管理センター								
	(社)岡山環境検査センター								
岡山県	(社)倉敷環境検査センター								
	(財)岡山県健康づくり財団								
	(社)広島県環境保全センター								
広島県	(社)広島県浄化槽維持管理協会					H19.4			
山口県	(社)山口県浄化槽協会								
徳島県	(社)徳島県環境技術センター					H11.4			
香川県	(社)香川県浄化槽センター	50人以下				H16.4			
愛媛県	(社)愛媛県浄化槽管理センター	10人以下				H12.4			
高知県	(財)高知県環境検査センター								
福岡県	(財)福岡県浄化槽協会	50人以下			5年に4回は水質検査を実施し、BOD又は残留塩素の測定結果が法定検査判定ガイドラインの判断「不可」となった場合は、検査員による現地検査を実施する。	H10.4			
	(財)北九州市環境整備協会								
	(財)有明環境整備公社								
佐賀県	(財)佐賀県環境科学検査協会					H14.4			
長崎県	(財)長崎県浄化槽協会	5人以上				H17.4			
熊本県	(社)熊本県浄化槽協会	50人以下			5年に4回外観検査15項目に省略	H13.4			
大分県	(財)大分県環境管理協会					H19.4			
宮崎県	(財)宮崎県環境科学協会	20人以下				H21.4			
鹿児島県	(財)鹿児島県環境検査センター								
沖縄県	(社)沖縄県環境整備協会								

出典：平成20年度 浄化槽行政組織等調査結果（環境省）

なお、第11条検査へのBOD検査導入状況については、以下に示すとおりである。

(3) BOD検査導入状況一覧(平成20年4月現在)

都道府県	検査機関名	BOD検査導入済み	一部導入				導入時期	検討中	予定なし
			人 槽	実施時期	種類 (単独と合併)	その他			
北海道	(社)北海道浄化槽協会								
青森県	(社)青森県浄化槽検査センター								
岩手県	(社)岩手県浄化槽協会					H17.9...			
宮城県	(社)宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター					一部導入 H18.4...			
秋田県	(財)秋田県総合保健事業団					全面導入 H10.4			
山形県	(社)山形県水質保全協会					H18.4			
	(財)山形県理化学分析センター					H18.4			
福島県	(社)福島県浄化槽協会		10人以下		合併のみ	H17.4			
茨城県	(社)茨城県水質保全協会		10人以下	5年に4回		H15.4			
栃木県	(社)栃木県浄化槽協会					H16.4			
群馬県	(財)群馬県環境検査事業団					H9.8			
埼玉県	(社)埼玉県環境検査研究協会								
	(社)埼玉県浄化槽協会								
千葉県	(社)千葉県浄化槽検査センター		10人以下	5年に4回	合併のみ	H18.1			
東京都	(社)東京都生活水環境システム協会								
	(財)日本環境衛生センター								
	(社)神奈川県薬剤師会								
神奈川県	(社)神奈川県生活水保全協会								
	(財)神奈川県労働衛生福祉協会								
	(社)神奈川県保健協会								
	(財)下越総合健康開発センター		20人以下			H18.2			
	(社)新潟県環境衛生中央研究所		20人以下			H18.2			
新潟県	(社)県中央研究所		20人以下			H18.2			
	(財)新潟県環境分析センター		20人以下			H18.2			
	(財)新潟県環境衛生研究所		20人以下			H18.2			
	(財)上越環境科学センター		20人以下			H18.2			
富山県	(社)富山県浄化槽協会					H20.4			
石川県	(社)石川県浄化槽協会					透視度不適 正槽を中心 に全体の 20%抽出検 査	H19.4		
福井県	(財)北陸公衆衛生研究所		20人以下		合併のみ	市町村設 置型の一部 維持管理 組合組織の 一部	H20.4		
山梨県	(社)山梨県浄化槽協会		5人以上			市町村設 置型浄化槽の 一部			
長野県	(社)長野県浄化槽協会								
岐阜県	(社)岐阜県環境管理技術センター		10人以上				H14.4		
静岡県	(財)静岡県生活科学検査センター				合併のみ		H18.4		
	(社)愛知県薬剤師会						H15.4		
愛知県	(社)愛知県浄化槽協会						H15.4		
	(財)中部微生物研究所						H15.4		
三重県	(社)三重県水質保全協会						H19.4		
滋賀県	(財)滋賀県生活環境事業協会								
京都府	(社)京都保健衛生協会			5年に1回			H19.4		
	(社)京都微生物研究所			5年に1回			H19.4		
大阪府	(社)大阪府環境水質指導協会						H16.7		
兵庫県	(社)兵庫県水質保全センター						H13.10		
奈良県	(社)奈良県環境保全協会								
和歌山県	(社)和歌山県水質保全センター						H13.9		
鳥取県	(社)鳥取県保健事業団		11人以上				H13.4		
島根県	(社)島根県浄化槽普及管理センター								
	(社)岡山環境検査センター						S61.4		
岡山県	(社)倉敷環境検査センター						S61.4		
	(財)岡山県健康づくり財団						S61.4		
広島県	(社)広島県環境保全センター								
	(社)広島県浄化槽維持管理協会						H19.4		
山口県	(社)山口県浄化槽協会								
徳島県	(社)徳島県環境技術センター						H18.9		
香川県	(社)香川県浄化槽センター						H16.4		
愛媛県	(社)愛媛県浄化槽管理センター						H12.4		
高知県	(財)高知県環境検査センター		21人以上 20人以下				H12.5		
	(財)福岡県浄化槽協会						H10.4		
福岡県	(財)北九州市環境整備協会								
	(財)有明環境整備公社								
佐賀県	(財)佐賀県環境科学検査協会			5年に4回			H14.4		
長崎県	(財)長崎県浄化槽協会		5人以上	5年に4回			H17.4		
熊本県	(社)熊本県浄化槽協会		50人以下	5年に4回			H13.4		
大分県	(財)大分県環境管理協会			5年に4回			H19.4		
宮崎県	(財)宮崎県環境科学協会		51人以上				H18.4		
鹿児島県	(財)鹿児島県環境検査センター						H17.4		
沖縄県	(社)沖縄県環境整備協会								

出典：平成20年度 浄化槽行政組織等調査結果(環境省)

6 - 3 法定検査の実施基数及び実施率の現状

(1) 全国の検査実施基数及び検査実施率の推移

1) 7条検査

全国の検査実施基数の推移をみると、新設基数の減少に伴い7条検査の実施基数は減少傾向が認められる(平成9年度26万基 平成17年度18万基)。実施率は、平成17年度末全国平均84%であり、平成9年度より21ポイントも高い実施率となっている。

2) 11条検査

11条検査の実施基数は、年々増加しており平成9年度に対して平成17年度の実施基数は1.7倍(103万基 173万基)となっている。しかし、実施率は平成9年度12.8%から徐々に上昇しているものの、平成17年度において20.2%にすぎない。

7条検査と11条検査を合計した検査実施基数は上昇している(129万基 191万基)。

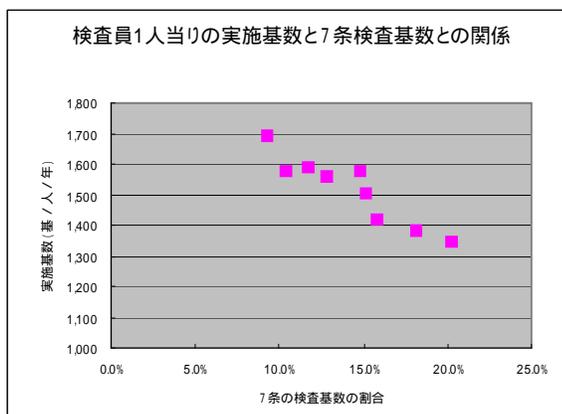
全国平均									
	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
11条検査基数	1,025,909	1,105,832	1,170,142	1,227,892	1,266,463	1,359,339	1,436,475	1,556,819	1,733,837
11条検査対象基数	8,041,907	8,264,432	8,409,251	8,497,994	8,641,542	8,670,489	8,708,559	8,696,844	8,589,418
11条検査実施率(%)	12.8	13.4	13.9	14.4	14.7	15.7	16.5	17.9	20.2
7条検査基数	259,917	244,731	220,124	219,402	219,887	200,873	189,988	180,291	176,557
7条検査対象基数	413,176	343,012	302,041	291,069	282,068	238,478	225,020	214,724	210,235
7条検査実施率(%)	62.9	71.3	72.9	75.4	78.0	84.2	84.4	84.0	84.0
全検査基数	1,285,826	1,350,563	1,390,266	1,447,294	1,486,350	1,560,212	1,626,463	1,737,110	1,910,394
全検査対象基数	8,455,083	8,607,444	8,711,292	8,789,063	8,923,610	8,908,967	8,933,579	8,911,568	8,799,653
検査実施率(%)	15.2	15.7	16.0	16.5	16.7	17.5	18.2	19.5	21.7
(7条検査の割合)	20.2%	18.1%	15.8%	15.2%	14.8%	12.9%	11.7%	10.4%	9.2%
検査員数	954	979	982	964	942	1003	1023	1101	1129
検査員1人当りの実施基数	1,348	1,380	1,416	1,501	1,578	1,556	1,590	1,578	1,692

3) 検査員1人当たり検査実施基数

検査員1人当たり検査実施基数をみると、平成9年度は1,348基/(人・年)であったものが、平成17年度は1,692基/(人・年)と上昇している。

また、年度ごとの1人当たり検査実施基数と全検査基数に占める7条検査の割合の関係を見ると、図に示すように全検査基数に占める7条検査の比率の減少(平成9年度20% 平成17年度9%)に伴い1人当たりの検査実施基数が上昇している。これは、7条検査は当該浄化槽での最初の検査であることから11条検査と比較して外観検査項目の検査に多くの作業時間を要するためと考えられる。(なお、11条検査でも7条検査を行っていない新規の場合は、7条検査と同様な作業時間を要する)

以上より検査員1人当たり検査実施基数の上昇は、7条検査の実施基数の減少に伴い11条検査の実施基数が上昇したことが要因の一つと考えられた。



(2) 検査員 1 人当たり実施基数を指標とした効率化検査と通常検査の実施基数の比較

平成 19 年度検査員 1 人当たり検査実施基数の全国平均値は、1,947 基 / (人・年)であった。

各県の検査員 1 人当たり実施基数を比較すると、効率化協議済みの栃木県の 12,646 基 / (人・年)が最も高く、群馬県の 5,213 基 / (人・年)、である。次に高いのは、検査員による通常検査の岡山県、石川県、岐阜県の 4,559 ~ 3,287 基 / (人・年)である。次に、効率化協議済みの県 (11 県) が続き、そして、検査員のみで通常検査を実施している県 (4 県) の順番になっている。このように、検査員 1 人当たり実施基数は、通常の検査を行っている指定検査機関の方が効率化協議後の指定検査機関より高い県も存在する。

すなわち、効率化とされた検査は検査員 1 人当たり実施基数が必ずしも高いとは限らない現状がある。

検査の方法の相異による検査員 1 人当たり検査実施基数

検査の方法		検査員1人当たり検査実施基数
効率化検査	採水員（保守点検業者）活用の検査 （栃木県、群馬県）	5,213 ~ 12,646基 / (人・年)
検査員による通常検査で全国平均値より著しく高い 実施基数の県（岡山県、岐阜県、石川県）		3,287 ~ 4,559基 / (人・年)
効率化検査	検査員による検査（熊本県、三重県、 佐賀県、宮城県、徳島県、愛媛県）	2,080 ~ 2,836基 / (人・年)
効率化検査	採水員（保守点検業者）活用の検査 （兵庫県、福岡県、福島県、広島県、茨城県）	1,947 ~ 2,496基 / (人・年)
検査員による通常検査で全国平均値より高い実施基数の県 （青森県、山口県、宮崎県、高知県）		1,964 ~ 2,288基 / (人・年)
効率化検査	採水員（保守点検業者）活用の検査 （千葉県、富山県、新潟県、愛知県）	1,081 ~ 1,701基 / (人・年)
効率化検査	検査員による検査（岩手県、長崎県、 大分県、山形県、香川県、京都府）	555 ~ 1,867基 / (人・年)
検査員による通常検査で全国平均より低い実施基数の県 （17県）		534 ~ 1,904基 / (人・年)

注) 検査員 1 人当たりの実施基数とは、浄化槽行政組織等調査結果（環境省資料）に示された各県の 7 条検査と 11 条検査の合計検査実施基数を各県の検査員数で除した数値である。

各県の検査員数として報告された数値は、検査に従事していない者も含まれていること、検査実施基数には、採水員活用した検査も実施基数としていることから、上記の数値が当該県における検査員による実施基数の実態を現したものではないことに留意する必要がある。

さらに、県によっては、離島や面積が広い等、地域特性があることにも留意する必要がある。

法定検査の現状

平成19年度(平成20年3月末)データ

	都道府県名	7条検査	11条検査	検査員 当たり実施 基数 (基/人・年)	検査実施数			検査員 当たりの設 置基数 (基/人)	/(検査 を100%実施す るための検査 員増員割合)	
		検査率	検査率		7条検査	11条検査	計			
採水員 活用の 効率化	栃木県	100.0%	52.8%	12,646	5,181	70,692	75,873	23,434	1.9	
	群馬県	100.0%	57.8%	5,213	6,755	186,142	192,897	9,109	1.7	
	兵庫県	100.0%	39.9%	2,496	1,396	48,523	49,919	5,574	2.2	
	福岡県	100.0%	58.0%	2,485	5,904	98,469	104,373	4,292	1.7	
	福島県	95.9%	12.1%	2,134	5,344	33,060	38,404	15,121	7.1	
	広島県	99.8%	26.0%	1,983	4,033	49,510	53,543	7,225	3.6	
	茨城県	84.4%	18.0%	1,974	6,018	43,324	49,342	10,138	5.1	
	千葉県	46.0%	5.1%	1,701	5,226	30,499	35,725	28,803	16.9	
	富山県	100.0%	14.8%	1,681	796	10,973	11,769	11,363	6.8	
	新潟県	95.7%	71.7%	1,601	3,428	171,099	174,527	2,168	1.4	
愛知県	92.7%	8.9%	1,081	10,620	57,487	68,107	10,164	9.4		
検査員 による 効率化	熊本県	100.0%	45.5%	2,836	3,797	67,110	70,907	5,924	2.1	
	三重県	100.0%	24.8%	2,748	6,378	62,324	68,702	10,208	3.7	
	佐賀県	100.0%	67.9%	2,554	2,053	41,357	43,410	3,444	1.3	
	宮城県	99.0%	83.1%	2,384	2,379	54,826	57,205	2,885	1.2	
	徳島県	100.0%	37.3%	2,092	3,288	61,569	64,857	5,617	2.7	
	愛媛県	100.0%	18.8%	2,080	4,536	39,146	43,682	10,004	4.8	
	岩手県	100.0%	87.9%	1,867	2,782	36,418	39,200	2,145	1.1	
	長崎県	99.7%	73.2%	1,824	2,643	44,791	47,434	2,465	1.4	
	大分県	98.0%	27.1%	1,745	3,223	38,661	41,884	6,121	3.5	
	山形県	100.0%	56.7%	1,527	1,793	53,172	54,965	2,539	1.7	
香川県	100.0%	25.6%	1,442	4,638	38,630	43,268	5,304	3.7		
京都府	100.0%	23.1%	555	1,421	11,353	12,774	2,141	3.9		
検査員 による 通常の 検査	全国平均より著しく高い県									
	岡山県	100.0%	78.9%	4,559	4,846	159,271	164,117	5,514	1.2	
	石川県	100.0%	9.4%	3,380	1,392	12,128	13,520	31,308	9.3	
	岐阜県	99.8%	82.8%	3,287	3,719	163,938	167,657	3,765	1.1	
	全国平均より高い県									
	青森県	100.0%	35.6%	2,288	2,487	34,120	36,607	6,500	2.8	
	山口県	86.0%	43.7%	2,223	3,006	57,025	60,031	4,758	2.1	
	宮崎県	100.0%	12.3%	2,167	4,302	17,363	21,665	14,792	6.8	
	高知県	90.7%	55.6%	1,964	2,085	45,056	47,141	3,495	1.8	
	全国平均より低い県 平均値(1,947)									
	島根県	100.0%	28.4%	1,904	2,051	22,703	24,754	6,128	3.2	
	山梨県	61.5%	5.2%	1,869	1,492	7,854	9,346	30,524	16.3	
	奈良県	100.0%	10.8%	1,490	1,807	11,602	13,409	11,989	8.0	
	東京都	65.7%	7.3%	1,428	585	3,698	4,283	16,213	11.4	
	大阪府	100.0%	3.9%	1,367	3,090	9,214	12,304	23,439	17.1	
	静岡県	70.5%	3.9%	1,366	7,173	24,235	31,408	26,198	19.2	
	鹿児島県	99.7%	16.2%	1,287	9,612	43,161	52,773	6,612	5.1	
	秋田県	85.0%	53.6%	1,280	2,368	36,029	38,397	2,334	1.8	
	和歌山県	98.9%	17.0%	1,167	4,862	30,160	35,022	6,137	5.3	
	長野県	94.0%	21.7%	1,139	2,372	20,403	22,775	4,547	4.0	
福井県	83.7%	7.3%	1,112	1,374	6,407	7,781	6,172	5.6		
北海道	98.8%	68.4%	1,084	2,453	41,998	44,451	1,530	1.4		
沖縄県	100.0%	4.0%	1,064	1,925	3,397	5,322	19,343	18.2		
滋賀県	100.0%	13.4%	1,053	920	7,505	8,425	6,134	5.8		
神奈川県	54.3%	10.5%	709	1,392	21,998	23,390	6,123	8.6		
埼玉県	31.9%	4.1%	667	4,171	27,189	31,360	13,114	19.7		
鳥取県	85.0%	36.2%	534	624	14,865	15,489	934	1.7		
合計	87.9%	25.7%	1,947	163,740	2,170,454	2,334,194	7,021	3.6		

7. 受検率の低い県の現状と課題

7-1 都道府県別の受検率の推移

第11条検査は、平成元年9.6%から上昇は認められるものの、平成19年度においても25.7%と低い状況にある。全国平均が低いなか、80%以上の高い受検率を示す県と5%を下回る県があり、極端なバラツキが認められる。

表 都道府県別の11条検査受検率の推移

都道府県	H.19年	順位	都道府県	H.10年	順位	都道府県	H.19年
岡山県	89.0	1	岡山県	81.6	1	岩手県	87.9
秋田県	76.4	2	岐阜県	80.3	2	宮城県	83.1
岩手県	67.0	3	長崎県	75.6	3	岐阜県	82.8
長崎県	64.5	4	宮城県	61.3	4	岡山県	78.9
佐賀県	62.3	5	秋田県	56.3	5	長崎県	73.2
岐阜県	45.4	6	佐賀県	51.6	6	新潟県	71.7
宮城県	42.1	7	岩手県	43.8	7	北海道	68.4
熊本県	42.0	8	北海道	41.7	8	佐賀県	67.9
北海道	35.3	9	山形県	39.5	9	福岡県	58.0
山口県	33.0	10	山口県	37.6	10	群馬県	57.8
高知県	32.3	11	高知県	37.0	11	山形県	56.7
滋賀県	23.7	12	熊本県	35.5	12	高知県	55.6
青森県	20.0	13	福岡県	31.9	13	秋田県	53.6
長野県	17.0	14	青森県	29.2	14	栃木県	52.8
島根県	16.0	15	鳥取県	27.0	15	熊本県	45.5
福井県	14.0	16	徳島県	26.9	16	山口県	43.7
山形県	12.7	17	島根県	16.6	17	兵庫県	39.9
兵庫県	11.3	18	長野県	13.3	18	徳島県	37.3
三重県	8.4	19	三重県	12.7	19	鳥取県	36.2
奈良県	8.3	20	滋賀県	12.1	20	青森県	35.6
鹿児島県	8.2	21	兵庫県	9.9	21	島根県	28.4
群馬県	7.8	22	香川県	8.3	22	大分県	27.1
香川県	7.8	23	広島県	8.2	23	広島県	26.0
茨城県	6.8	24	奈良県	7.6	24	香川県	25.6
富山県	6.8	25	鹿児島県	7.6	25	三重県	24.8
福岡県	6.8	26	茨城県	7.4	26	京都府	23.1
大分県	6.6	27	神奈川県	7.3	27	長野県	21.7
新潟県	6.4	28	富山県	7.3	28	愛媛県	18.8
広島県	5.6	29	新潟県	7.0	29	茨城県	18.0
福島県	5.0	30	和歌山県	7.0	30	和歌山県	17.0
鳥取県	4.4	31	大分県	6.8	31	鹿児島県	16.2
山梨県	3.8	32	愛媛県	6.7	32	富山県	14.8
神奈川県	3.4	33	福井県	5.8	33	滋賀県	13.4
宮城県	3.4	34	京都府	5.7	34	宮城県	12.3
千葉県	3.3	35	福島県	4.8	35	福島県	12.1
埼玉県	2.5	36	千葉県	4.2	36	奈良県	10.8
石川県	2.5	37	石川県	4.0	37	神奈川県	10.5
和歌山県	2.5	38	群馬県	3.8	38	石川県	9.4
大阪府	2.2	39	東京都	3.8	39	愛知県	8.9
愛知県	2.0	40	山梨県	3.7	40	東京都	7.3
京都府	1.8	41	宮城県	3.7	41	福井県	7.3
東京都	1.5	42	愛知県	3.4	42	山梨県	5.2
愛媛県	1.3	43	埼玉県	3.3	43	千葉県	5.1
栃木県	1.2	44	大阪府	2.5	44	埼玉県	4.1
静岡県	1.2	45	沖縄県	1.9	45	沖縄県	4.0
沖縄県	1.2	46	静岡県	1.8	46	静岡県	3.9
徳島県	?	47	栃木県	1.0	47	大阪府	3.9
全国	9.6		全国	13.4		全国	25.7

出典：浄化槽行政組織等調査結果（環境省）

次に、合併処理浄化槽のみの受検率の推移をみると、平成19年度末で47%と比較的高い。受検率が50%を超える県は、全体では14県しかないが、合併浄化槽では24県が存在する。すなわち、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）を併せた場合の全体の受検率が低いことがわかる。

表 都道府県別の11条検査受検率(合併処理浄化槽のみ)の推移

都道府県	H. 6年度	都道府県	H. 15年度	都道府県	H. 19年度	全体
岡山県	98.6	1 岡山県	95.0	1 宮城県	95.5	岩手県 (87.9)
長崎県	87.2	2 岐阜県	93.8	2 岡山県	94.4	宮城県 (83.1)
北海道	82.1	3 北海道	85.2	3 岩手県	91.8	岐阜県 (82.8)
岐阜県	75.2	4 佐賀県	83.7	4 岐阜県	91.2	岡山県 (78.9)
高知県	74.3	5 宮城県	82.3	5 北海道	88.9	長崎県 (73.2)
宮城県	71.9	6 福岡県	78.1	6 山形県	88.9	新潟県 (71.7)
岩手県	70.9	7 長崎県	74.0	7 佐賀県	80.2	北海道 (68.4)
佐賀県	67.0	8 高知県	73.9	8 長崎県	80.0	佐賀県 (67.9)
島根県	63.7	9 熊本県	73.1	9 秋田県	78.9	福岡県 (58.0)
新潟県	61.0	10 島根県	69.5	10 福岡県	78.6	群馬県 (57.8)
山形県	60.6	11 山形県	69.3	11 熊本県	77.0	山形県 (56.7)
秋田県	59.6	12 秋田県	67.5	12 島根県	76.4	高知県 (55.6)
青森県	58.2	13 青森県	62.6	13 高知県	75.9	秋田県 (53.6)
愛媛県	56.9	14 山口県	61.1	14 兵庫県	73.4	栃木県 (52.8)
徳島県	55.3	15 兵庫県	58.4	15 大分県	72.1	熊本県 (45.5)
奈良県	53.6	16 愛媛県	58.4	16 新潟県	71.8	山口県 (43.7)
鳥取県	52.6	17 大分県	57.2	17 愛媛県	71.8	兵庫県 (39.9)
熊本県	51.6	18 岩手県	56.5	18 鳥取県	69.7	徳島県 (37.3)
大分県	50.0	19 鳥取県	56.1	19 群馬県	68.8	鳥取県 (36.2)
山口県	49.2	20 徳島県	55.7	20 青森県	67.6	青森県 (35.6)
神奈川県	42.2	21 新潟県	53.3	21 山口県	57.3	島根県 (28.4)
石川県	40.6	22 石川県	52.6	22 徳島県	56.5	大分県 (27.1)
福岡県	38.7	23 広島県	51.2	23 石川県	56.1	広島県 (26.0)
福井県	38.1	24 富山県	43.7	24 栃木県	49.0	香川県 (25.6)
和歌山県	36.2	25 和歌山県	37.5	25 富山県	48.3	三重県 (24.8)
富山県	35.6	26 三重県	35.4	26 京都府	46.7	京都府 (23.1)
愛知県	33.6	27 神奈川県	34.3	27 広島県	46.3	長野県 (21.7)
香川県	32.9	28 京都府	30.7	28 和歌山県	44.3	愛媛県 (18.8)
広島県	32.6	29 山梨県	27.8	29 三重県	40.8	茨城県 (18.0)
沖縄県	32.5	30 愛知県	26.9	30 香川県	40.8	和歌山県 (17.0)
大阪府	30.9	31 宮崎県	26.8	31 奈良県	39.9	鹿児島県 (16.2)
山梨県	29.3	32 長野県	23.4	32 茨城県	33.8	富山県 (14.8)
三重県	25.9	33 沖縄県	22.4	33 福島県	32.5	滋賀県 (13.4)
滋賀県	25.7	34 奈良県	18.9	34 愛知県	31.8	宮崎県 (12.3)
福島県	25.2	35 東京都	18.6	35 宮崎県	30.2	福島県 (12.1)
兵庫県	25.2	36 茨城県	17.7	36 神奈川県	30.0	奈良県 (10.8)
静岡県	24.8	37 福井県	17.6	37 長野県	26.8	神奈川県 (10.5)
茨城県	23.3	38 香川県	16.9	38 福井県	22.1	石川県 (9.4)
東京都	21.6	39 滋賀県	15.3	39 鹿児島県	21.1	愛知県 (8.9)
鹿児島県	20.8	40 静岡県	15.2	40 山梨県	20.8	東京都 (7.3)
長野県	19.7	41 千葉県	14.1	41 東京都	19.9	福井県 (7.3)
京都府	19.2	42 群馬県	12.6	42 沖縄県	19.7	山梨県 (5.2)
千葉県	18.9	43 福島県	11.6	43 滋賀県	17.3	千葉県 (5.1)
宮崎県	17.3	44 埼玉県	11.5	44 静岡県	15.9	埼玉県 (4.1)
埼玉県	15.3	45 鹿児島県	10.0	45 千葉県	14.1	沖縄県 (4.0)
群馬県	5.7	46 大阪府	9.0	46 大阪府	12.7	静岡県 (3.9)
栃木県	4.1	47 栃木県	2.2	47 埼玉県	12.4	大阪府 (3.9)
全 国	35.2	全 国	39.1	全 国	47.0	全 国 (25.7)

栃木県のみ
(合併) < (浄化槽全体)
49.0 52.8

出典：浄化槽行政組織等調査結果（環境省）

7 - 2 都道府県別の浄化槽設置基数と受検率の関係

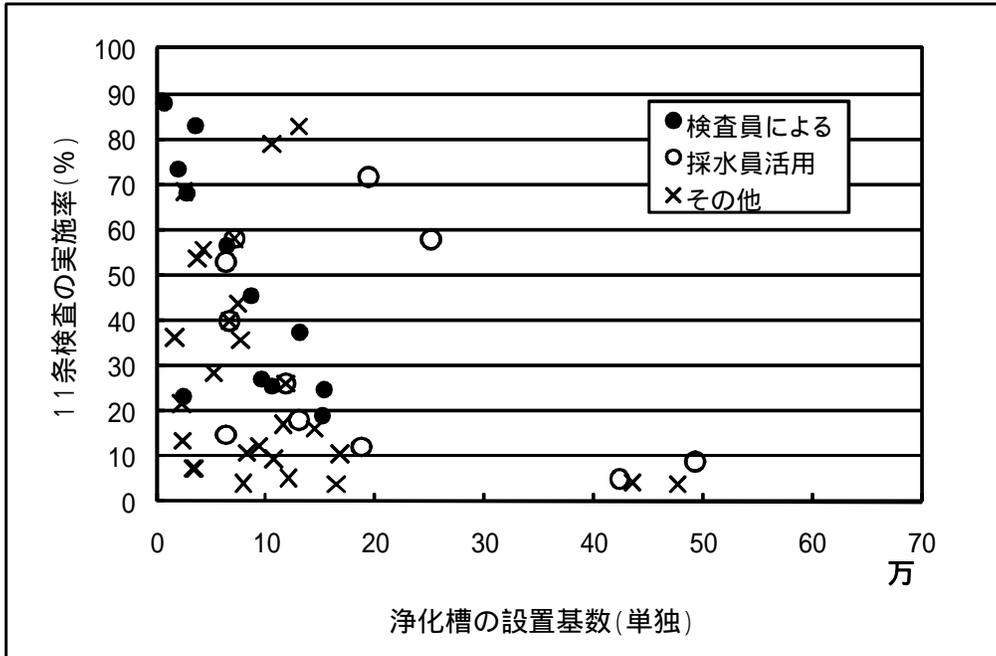
都道府県別の浄化槽設置基数を単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽別に以下に示す。

表 平成19年度末における都道府県別の浄化槽設置基数(昇順)

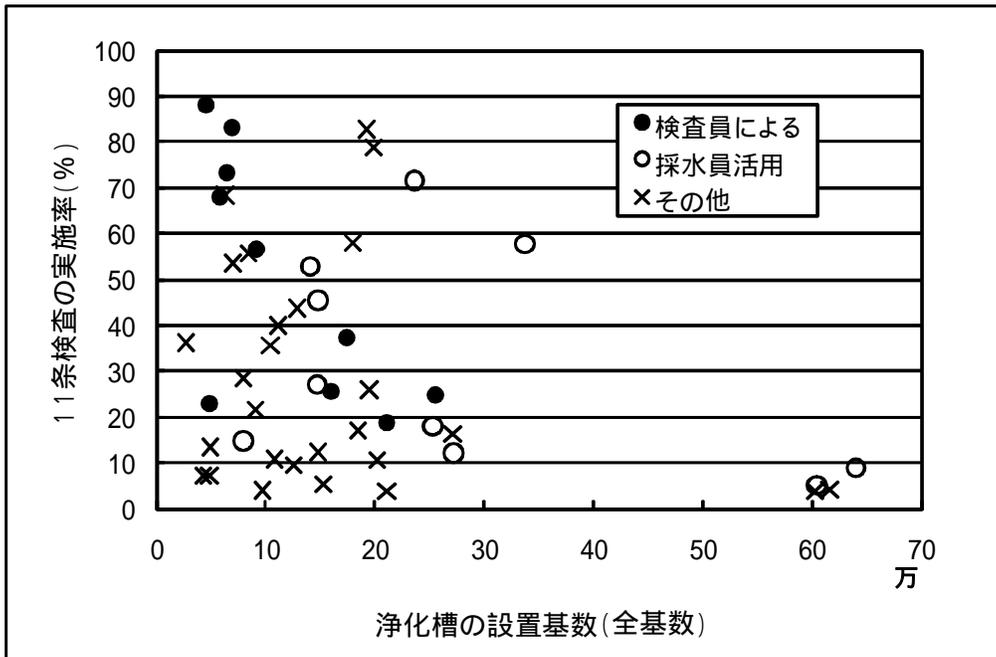
平成19年度末	単独処理 浄化槽 A		平成19年度末	合併処理 浄化槽 B		平成19年度末	総数(単独 + 合併) A + B
岩手県	7,319	1	福井県	7,931	47	鳥取県	27,099
鳥取県	16,877	2	鳥取県	10,222	46	福井県	43,207
長崎県	20,489	3	東京都	14,741	45	岩手県	45,035
長野県	23,279	4	富山県	15,874	44	東京都	48,639
滋賀県	24,325	5	沖縄県	16,834	43	滋賀県	49,075
京都府	25,384	6	石川県	17,614	42	京都府	49,247
北海道	25,386	7	京都府	23,863	41	佐賀県	58,541
佐賀県	27,846	8	奈良県	24,666	40	北海道	62,715
東京都	33,898	9	滋賀県	24,750	39	長崎県	64,101
宮城県	35,151	10	青森県	26,983	38	宮城県	69,230
福井県	35,276	11	島根県	27,325	37	秋田県	70,023
秋田県	37,440	12	山形県	27,507	36	富山県	79,538
高知県	43,098	13	佐賀県	30,695	35	島根県	79,658
島根県	52,333	14	山梨県	31,988	34	高知県	83,891
富山県	63,664	15	秋田県	32,583	33	長野県	90,949
栃木県	63,836	16	宮城県	34,079	32	山形県	91,411
山形県	63,904	17	神奈川県	34,477	31	沖縄県	96,716
兵庫県	66,573	18	北海道	37,329	30	青森県	104,006
福岡県	71,694	19	岩手県	37,716	29	奈良県	107,903
山口県	74,603	20	高知県	40,793	28	兵庫県	111,487
青森県	77,023	21	新潟県	41,821	27	石川県	125,230
沖縄県	79,882	22	徳島県	42,702	26	山口県	128,455
奈良県	83,237	23	長崎県	43,612	25	栃木県	140,602
熊本県	86,488	24	兵庫県	44,914	24	大分県	146,900
宮崎県	93,683	25	大阪府	46,381	23	宮崎県	147,922
大分県	95,860	26	大分県	51,040	22	熊本県	148,101
香川県	105,292	27	香川県	53,814	21	山梨県	152,618
岡山県	105,654	28	山口県	53,852	20	香川県	159,106
石川県	107,616	29	宮崎県	54,239	19	徳島県	174,129
和歌山県	116,156	30	愛媛県	57,428	18	福岡県	180,281
広島県	118,390	31	岐阜県	61,119	17	和歌山県	184,104
山梨県	120,630	32	熊本県	61,613	16	岐阜県	192,007
茨城県	130,258	33	長野県	67,670	15	広島県	195,074
岐阜県	130,888	34	和歌山県	67,948	14	岡山県	198,494
徳島県	131,427	35	広島県	76,684	13	神奈川県	202,056
鹿児島県	144,889	36	栃木県	76,766	12	愛媛県	210,091
愛媛県	152,663	37	福島県	84,262	11	大阪府	210,947
三重県	153,265	38	群馬県	85,150	10	新潟県	236,262
大阪府	164,566	39	岡山県	92,840	9	茨城県	253,453
神奈川県	167,579	40	三重県	101,925	8	三重県	255,190
福島県	187,916	41	福岡県	108,587	7	鹿児島県	271,080
新潟県	194,441	42	茨城県	123,195	6	福島県	272,178
群馬県	251,873	43	静岡県	125,182	5	群馬県	337,023
千葉県	423,905	44	鹿児島県	126,191	4	静岡県	602,549
埼玉県	435,449	45	愛知県	147,455	3	千葉県	604,865
静岡県	477,367	46	埼玉県	180,902	2	埼玉県	616,351
愛知県	492,890	47	千葉県	180,960	1	愛知県	640,345
計	5,641,662		計	2,776,222		計	8,417,884

出典：浄化槽行政組織等調査結果（環境省）

以上に示した各県の11条検査受検率と浄化槽設置基数の関係をみると、下図に示すように、みなし浄化槽(単独)の設置基数の多い県(40万基を超える県)は、11条検査受検率が低い傾向にある。



出典:平成19年度浄化槽行政組織等調査結果



出典:平成19年度浄化槽行政組織等調査結果

これらの県においては、11条検査受検率の上昇の取り組みには、浄化槽への転換（単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換）の取り組みを併せて行う必要があると考えられる。

表 浄化槽の都道府県別・種類別の第11条検査の実施率(全体の実施率で降順ソート)

平成19年度	単独処理浄化槽			浄化槽実施率 (%)	全浄化槽実施率 (%)
	検査対象数	実施数	実施率(%)		
岩手県	7,554	5,314	70.3	91.8	87.9
宮城県	36,642	26,790	73.1	95.5	83.1
岐阜県	141,324	112,262	79.4	91.2	82.8
岡山県	116,964	79,202	67.7	94.4	78.9
長崎県	21,673	13,174	60.8	80.0	73.2
新潟県	198,860	142,522	71.7	71.8	71.7
北海道	28,568	12,795	44.8	88.9	68.4
佐賀県	31,328	17,592	56.2	80.2	67.9
福岡県	72,036	21,731	30.2	78.6	58.0
群馬県	250,632	136,855	54.6	68.8	57.8
山形県	69,853	31,857	45.6	88.9	56.7
高知県	44,117	17,056	38.7	75.9	55.6
秋田県	39,406	14,103	35.8	78.9	53.6
栃木県	66,731	37,749	56.6	49.0	52.8
熊本県	91,167	23,677	26.0	77.0	45.5
山口県	80,826	28,500	35.3	57.3	43.7
兵庫県	72,555	12,480	17.2	73.4	39.9
徳島県	130,166	41,830	32.1	56.5	37.3
鳥取県	30,742	7,678	25.0	69.7	36.2
青森県	73,551	19,041	25.9	67.6	35.6
島根県	55,012	3,645	6.6	76.4	28.4
大分県	98,770	7,121	7.2	72.1	27.1
広島県	121,227	17,359	14.3	46.3	26.0
香川県	105,628	20,157	19.1	40.8	25.6
三重県	164,036	26,809	16.3	40.8	24.8
京都府	26,314	699	2.7	46.7	23.1
長野県	26,955	2,403	8.9	26.8	21.7
愛媛県	157,719	3,255	2.1	71.8	18.8
茨城県	130,258	6,188	4.8	33.8	18.0
和歌山県	118,858	4,044	3.4	44.3	17.0
鹿児島県	158,208	20,179	12.8	21.1	16.2
富山県	59,948	4,153	6.9	48.3	14.8
滋賀県	29,598	2,920	9.9	17.3	13.4
宮崎県	92,798	2,831	3.1	30.2	12.3
福島県	196,915	8,495	4.3	32.5	12.1
奈良県	85,798	3,084	3.6	39.9	10.8
神奈川県	178,169	12,887	7.2	30.0	10.5
石川県	112,488	3,031	2.7	56.1	9.4
愛知県	514,978	16,330	3.2	31.8	8.9
東京都	35,759	700	2.0	19.9	7.3
福井県	71,594	2,795	3.9	22.1	7.3
山梨県	122,591	2,007	1.6	20.8	5.2
千葉県	430,330	7,547	1.8	14.1	5.1
埼玉県	501,354	7,245	1.4	12.4	4.1
沖縄県	72,156	681	0.9	19.7	4.0
静岡県	508,007	7,399	1.5	15.9	3.9
大阪府	190,933	3,731	2.0	12.7	3.9
	5,971,096	999,903	16.7	47.0	25.7

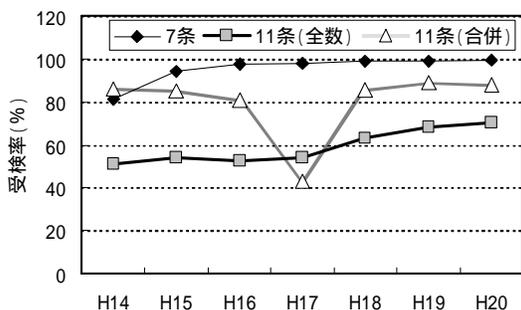
参考資料 都道府県の受検率向上に向けた取り組みと受検率の推移

各県の取り組みと検査実施率の推移を以下に示す。

	11条検査の確実な実施のための対策		
	(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
北海道	指定検査機関からの受検案内に道が作成したチラシを同封している。	指定検査機関からの受検案内に道が作成したチラシを同封している。	指定検査機関からの受検案内に道が作成したチラシを同封している。
青森県		浄化槽のホームページを作成し、浄化槽の正しい使い方や法定検査受検を呼びかけている。	浄化槽のホームページを作成し、浄化槽の正しい使い方や法定検査受検を呼びかけている。
岩手県	未受験者に対して、保健所長からハガキにより受検指導を行い、法定検査の受検申込みを指定検査機関へ提出させている。	未受験者に対して、保健所長からハガキにより受検指導を行い、法定検査の受検申込みを指定検査機関へ提出させている。	未受験者に対して、保健所長からハガキにより受検指導を行い、法定検査の受検申込みを指定検査機関へ提出させている。

表の出典：平成 17～19 年度浄化槽行政に関する調査等結果（環境省）

< 北海道 >

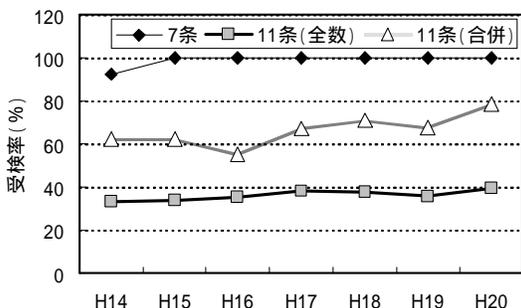


11条検査実施率（全数）は、平成 17 年度から 20 年度にかけて、54→70%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・指定検査機関からの受検案内に北海道が作成したチラシを同封

< 青森県 >

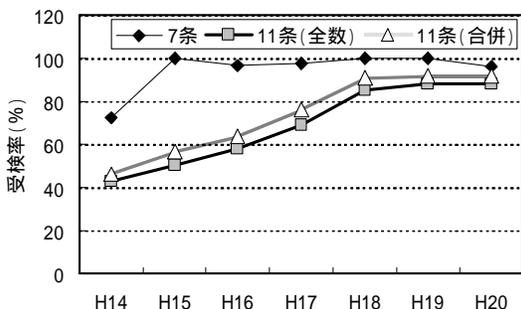


11条検査実施率（全数）は、平成 17 年度から 20 年度にかけて、38→39%と大きく変わらない。

[取り組み]

- ・HP による啓発

< 岩手県 >



11条検査実施率（全数）は、平成 17 年度から 20 年度にかけて、69→88%と上昇が認められる。

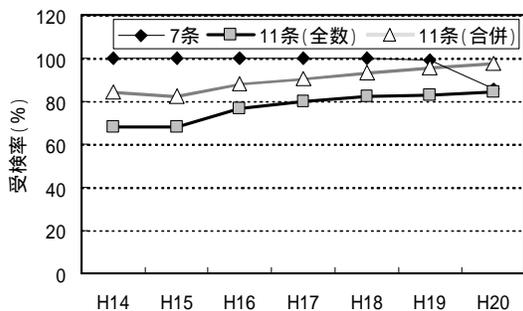
[取り組み]

- ・未受験者に保健所から文書送付
- ・効率化検査の導入

図の出典：平成 14～20 年度浄化槽行政組織等調査結果（環境省）より作成

		11 条検査の確実な実施のための対策		
		(H17 年記述)	(H18 年記述)	(H19 年記述)
宮城県				
秋田県	指定検査機関で、浄化槽設置者に対して 11 条検査依頼書及び検査案内を郵送している。	指定検査機関で、浄化槽設置者に対して 11 条検査依頼書及び検査案内を郵送している。 <u>第 11 条検査受検促進のためのチラシを作成し、新規に浄化槽を設置する者に配布。国庫補助を受けて浄化槽を設置する者を対象とした講習会を 3 月に開催することとし、関係市町村との打ち合わせを実施した。</u>	指定検査機関で、浄化槽設置者に対して 11 条検査依頼書及び検査案内を郵送している。 第 11 条検査受検促進のためのチラシを作成し、新規に浄化槽を設置する者に配布。国庫補助を受けて浄化槽を設置する者を対象とした講習会を 3 月に開催することとし、関係市町村との打ち合わせを実施した。	
山形県	平成 14 年度まで、啓発チラシを作成し配布していた。	県の地区衛生組織連合会にも啓発チラシを配布し、広く周知を図った。	県の地区衛生組織連合会にも啓発チラシを配布し、広く周知を図った。 <u>浄化槽のホームページを作成し、適正な維持管理を呼びかけている。</u>	

< 宮城県 >

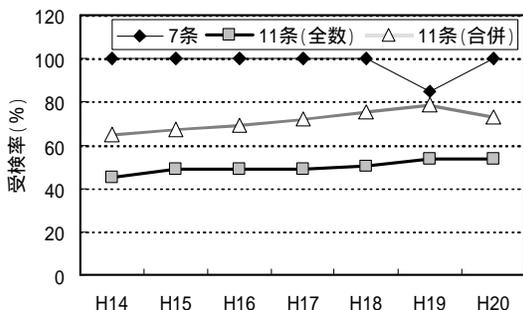


11 条検査実施率（全数）は、平成 17 年度以後 80%を超える受検率となっている。

[取り組み]

- ・効率化検査の導入

< 秋田県 >

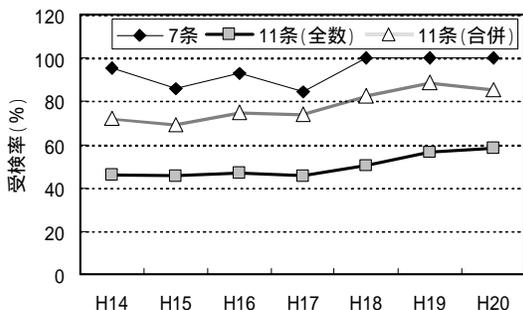


11 条検査実施率（全数）は、平成 17 年度から 20 年度にかけて、49 → 54%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・新規設置者へパンフレット配付
- ・関係市町村との打合せ実施

< 山形県 >



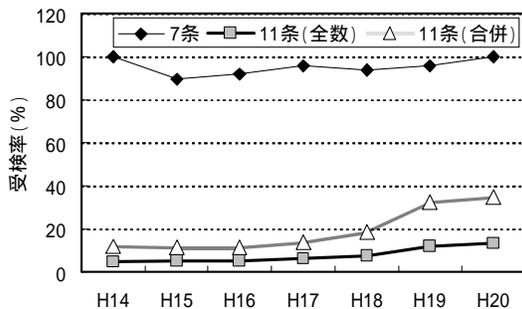
11 条検査実施率（全数）は、平成 17 年度から 20 年度にかけて、46 → 59%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・県の地区衛生組織連合会にパンフレット配付
- ・HP による啓発
- ・効率化検査の導入

	11条検査の確実な実施のための対策		
	(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
福島県	保守点検、清掃、法定検査の申込みを代行し、一括契約できる仕組みを整えた。	保守点検、清掃、法定検査の申込みを代行し、一括契約できる仕組みを整えた。10人槽以下の第11条検査にBOD方式を導入する方法を指定検査機関に対して認めた。	10人槽以下の第11条検査にBOD方式を導入する方法を指定検査機関に対して認めた。
茨城県	浄化槽の維持管理について、浄化槽設置者と保守点検業者、清掃業者及び指定検査機関が一括して契約できるシステムの整備を、業界主導により進めている。	浄化槽の維持管理について、浄化槽設置者と保守点検業者、清掃業者及び指定検査機関が一括して契約できるシステムの整備を、業界主導により進めている。	浄化槽の維持管理について、浄化槽設置者と保守点検業者、清掃業者及び指定検査機関が一括して契約できるシステムの整備を、業界主導により進めている。
群馬県	効率化11条検査を導入し、浄化槽保守点検業者から11条検査の申し込みができるしくみをつくり、浄化槽保守点検業者から浄化槽管理者に対し11条検査受検を促している。	効率化11条検査を導入し、浄化槽保守点検業者から11条検査の申し込みができるしくみをつくり、浄化槽保守点検業者から浄化槽管理者に対し11条検査受検を促している。	効率化11条検査を導入し、浄化槽保守点検業者から11条検査の申し込みができるしくみをつくり、浄化槽保守点検業者から浄化槽管理者に対し11条検査受検を促している。

< 福島県 >

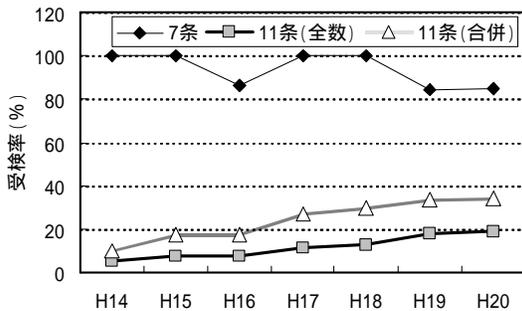


11条検査受検率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、6.13%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・一括契約
- ・効率化検査の導入

< 茨城県 >

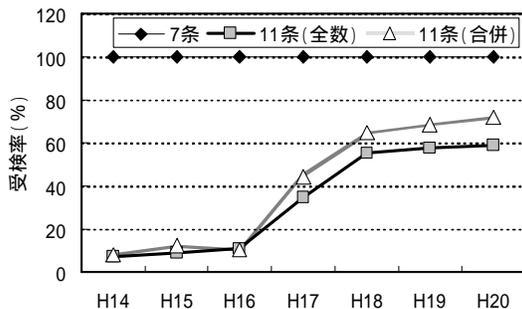


11条検査受検率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、12.19%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・一括契約

< 群馬県 >



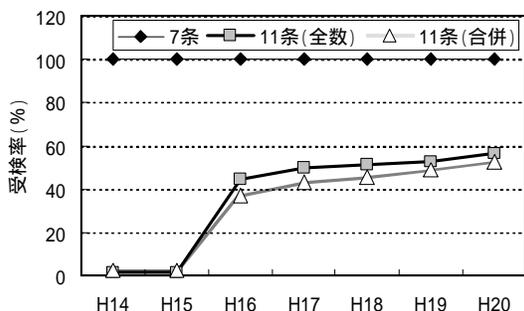
11条検査受検率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、35.59%と大幅な上昇が認められる。

[取り組み]

- ・効率化検査の導入

		11条検査の確実な実施のための対策		
		(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ・法11条検査にBOD検査を取り入れ、検査の効率化を図った。 ・法11条検査に指定採水員講習会を受講した浄化槽管理士が採水等を行えることとした。 ・保守点検業者が浄化槽の保守点検と法11条検査の契約を一括で行えるようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法11条検査にBOD検査を取り入れ、検査の効率化を図った。 ・法11条検査に指定採水員講習会を受講した浄化槽管理士が採水等を行えることとした。 ・保守点検業者が浄化槽の保守点検と法11条検査の契約を一括で行えるようにしている。 ・平成18年10月、保守点検業者に対し11条検査の普及啓発に係る研修会を浄化槽協会との共催により実施。全浄化槽管理者を対象としたパンフレットを指定検査機関で作成し、保守点検業者に配付。保守点検契約を結んでいる管理者に配付し、適正管理や11条検査などに対する普及啓発を依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法11条検査にBOD検査を取り入れ、検査の効率化を図った。 ・法11条検査に指定採水員講習会を受講した浄化槽管理士が採水等を行えることとした。 ・保守点検業者が浄化槽の保守点検と法11条検査の契約を一括で行えるようにしている。 ・平成18年10月、保守点検業者に対し11条検査の普及啓発に係る研修会を浄化槽協会との共催により実施。全浄化槽管理者を対象としたパンフレットを指定検査機関で作成し、保守点検業者に配付。保守点検契約を結んでいる管理者に配付し、適正管理や11条検査などに対する普及啓発を依頼した。 	
埼玉県	指定検査機関から浄化槽管理者にハガキを送付して通知している。	指定検査機関から浄化槽管理者にハガキを送付して通知している。浄化槽管理者を対象とした講習会を開催している。	指定検査機関から浄化槽管理者にハガキを送付して通知している。	

< 栃木県 >

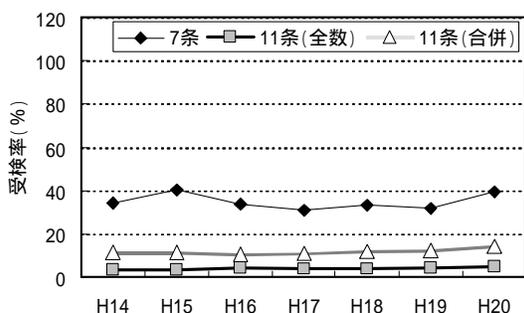


11条検査受検率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、50→56%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・一括契約
- ・効率化検査の導入
- ・点検業者対象研修会の開催
- ・指定検査機関がパンフレットを作成し配付

< 埼玉県 >



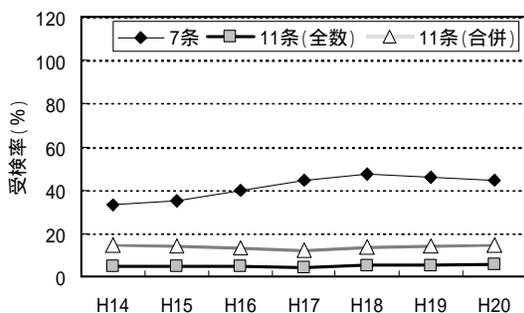
11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、4→5%と低く大きくは変わらない。

[取り組み]

- ・浄化槽管理者講習会の開催

	11条検査の確実な実施のための対策		
	(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
千葉県	第11条検査の受検に係る契約書を提出していることを、補助の要件としている。	第11条検査の受検に係る契約書を提出していることを、補助の要件としている。 前年度の法定検査で問題のなかった浄化槽に対して、保守点検業者への嘱託採水によるBOD検査を導入した。	第11条検査の受検に係る契約書を提出していることを、補助の要件としている。 前年度の法定検査で問題のなかった浄化槽に対して、保守点検業者への嘱託採水によるBOD検査を導入した。
東京都	現場で直接、浄化槽の維持管理指導を行うとき、未受検者に対して、11条検査の受検を促している。また、要綱で、保守点検業者が、未受検者に対して受検を勧めることと規定している。	現場で直接、浄化槽の維持管理指導を行うとき、未受検者に対して、11条検査の受検を促している。また、要綱で、保守点検業者が未受検者に対して受検を勧めることと規定している。 各関係機関に対して、 <u>所有施設の受検徹底、関係者への周知依頼</u>	現場で直接、浄化槽の維持管理指導を行うとき、未受検者に対して、11条検査の受検を促している。また、要綱で、保守点検業者が未受検者に対して受検を勧めることと規定している。 各関係機関に対して、 <u>所有施設の受検徹底、関係者への周知依頼</u> 。 未受検者に対して文書を送付し受検するよう促している。

< 千葉県 >

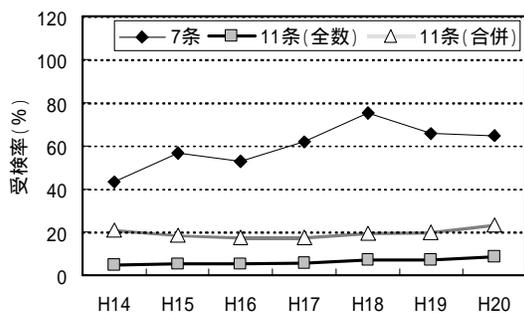


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、5.6%と低く大きくは変わらない。

[取り組み]

- ・効率化検査の導入

< 東京都 >



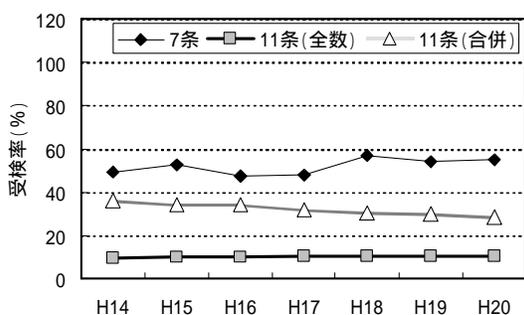
11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、6.9%とわずかながら上昇が認められる。

[取り組み]

- ・保守点検業者が未受検者に受検を勧めることを要綱で規程
- ・関係者へ受検周知の徹底
- ・未受検者に文書送付

	11条検査の確実な実施のための対策		
	(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
神奈川県	浄化槽管理者にハガキを送付して通知している。	浄化槽管理者にハガキを送付して通知している。 ホームページに法定検査についての説明を掲載した。パンフレットを作成し、配布した。	浄化槽管理者にハガキを送付して通知している。 ホームページに法定検査についての説明を掲載した。 パンフレットを作成し、配布した。 浄化槽管理者への受検促進通知及びホームページやパンフレットによる普及啓発を継続して行っているが、一部の保健所では、飲食店営業等の営業者に対する講習会を利用し、普及啓発の講習を実施したり、市町村の広報に啓発記事を掲載したり、地域の自治体の協力を得て維持管理説明会を開催している。
新潟県	保健所から未受検者への受検督促の通知・(社)新潟県浄化槽整備協会による浄化槽管理者への個別訪問による受検指導を実施(県委託事業)	平成18年2月1日から新潟県で20人槽以下の浄化槽に対して実施してきた放流水検査(BOD検査のみ)から採水員制度を導入した11条検査に改め、浄化槽管理者に対して保守点検業者を通じて受検啓発パンフレットを全戸配布。市町村に対し、浄化槽管理者への受検啓発(市報等)を依頼。	平成18年2月1日から新潟県で20人槽以下の浄化槽に対して実施してきた放流水検査(BOD検査のみ)から採水員制度を導入した11条検査に改め、浄化槽管理者に対して保守点検業者を通じて受検啓発パンフレットを全戸配布。市町村に対し、浄化槽管理者への受検啓発(市報等)を依頼。

< 神奈川県 >

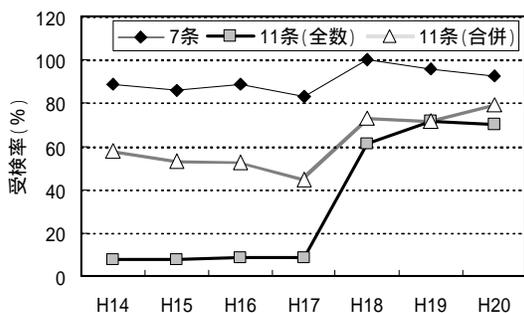


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、10%と変わらない。

[取り組み]

- ・パンフレットの作成配付
- ・市町村広報誌による啓発
- ・維持管理説明会の開催
- ・HPによる啓発

< 新潟県 >



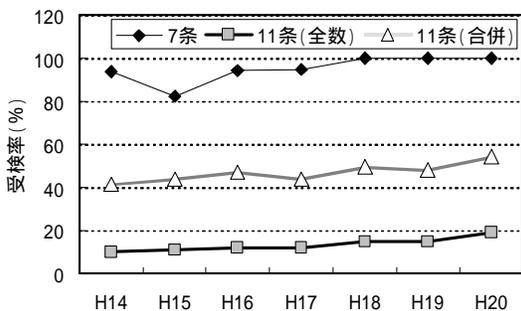
11条検査受検率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、97.0%と大幅な上昇が認められる。

[取り組み]

- ・パンフレットの作成配付
- ・市町村広報誌による啓発
- ・効率化検査の導入

	11条検査の確実な実施のための対策		
	(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
富山県	補助の場合は市町村補助担当課長名で、それ以外は保健所長名で通知、しかし件数が非常に多いので、何年に1回とか、人槽の大きいものに出している。	補助の場合は市町村補助担当課長名で、それ以外は保健所長名で通知、しかし件数が非常に多いので、何年に1回とか、人槽の大きいものに出している。	補助の場合は市町村補助担当課長名で、それ以外は保健所長名で通知、しかし件数が非常に多いので、何年に1回とか、人槽の大きいものに出している。
石川県	・当課より連絡文の送付・浄化槽関係業者に対する講習会内で業者から浄化槽管理者へ連絡するよう指導・県ホームページ掲載	・当課より連絡文の送付 ・浄化槽関係業者に対する講習会内で業者から浄化槽管理者へ連絡するよう指導・県ホームページ掲載	・当課より連絡文の送付 ・浄化槽関係業者に対する講習会内で業者から浄化槽管理者へ連絡するよう指導・県ホームページ掲載
福井県	・設置者講習会を開催し、検査の必要性等を説明している。・市町村の広報誌に11条検査を受けるよう掲載依頼し、掲載を確認している。	・設置者講習会を開催し、検査の必要性等を説明している。 ・市町村の広報誌に11条検査を受けるよう掲載依頼し、掲載を確認している。	・設置者講習会を開催し、検査の必要性等を説明している。 ・市町村の広報誌に11条検査を受けるよう掲載依頼し、掲載を確認している。

< 富山県 >

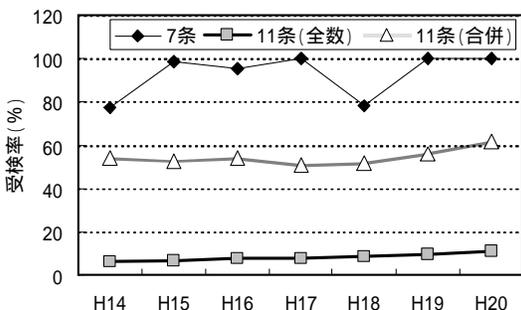


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、12→19%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・補助浄化槽は、行政機関名で文書送付

< 石川県 >

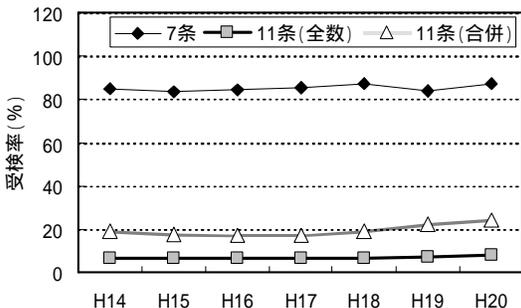


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、8→11%とわずかながら上昇が認められる。

[取り組み]

- ・行政機関名で文書送付
- ・関係業者に対する講習会の開催
- ・HPによる啓発

< 福井県 >



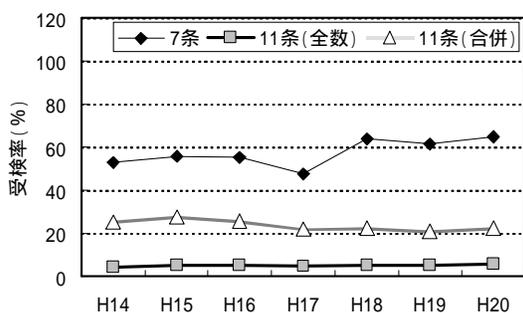
11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、7→8%と大きく変わらない。

[取り組み]

- ・設置者講習会の開催
- ・市町村広報誌による啓発

	11条検査の確実な実施のための対策		
	(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
山梨県	浄化槽設置届出提出時に、各市町村担当者から11条検査の必要性を説明している。	浄化槽設置届出提出時に、各市町村担当者から11条検査の必要性を説明している。 未受検者に対して、県の出先機関から指導を行うようにした。	浄化槽設置届出提出時に、各市町村担当者から11条検査の必要性を説明している。 未受検者に対して、県の出先機関から指導を行うようにした。
長野県		・指定検査機関から浄化槽管理者に検査の案内を通知している。 ・検査拒否者に対し、県から受検を指導している。	・指定検査機関から浄化槽管理者に検査の案内を通知している。 ・検査拒否者に対し、県から受検を指導している。
岐阜県	指定検査機関から受検拒否の通報があった場合にのみ文書指導を行っている。	指定検査機関から受検拒否の通報があった場合にのみ文書指導を行っている。	指定検査機関から受検拒否の通報があった場合にのみ文書指導を行っている。

< 山梨県 >

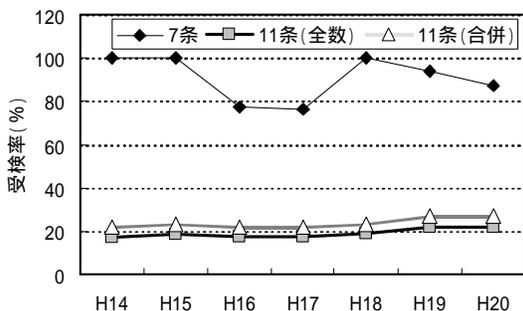


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、5.6%と大きく変わらない。

[取り組み]

- ・未受検者に対して県出先機関より受検指導

< 長野県 >

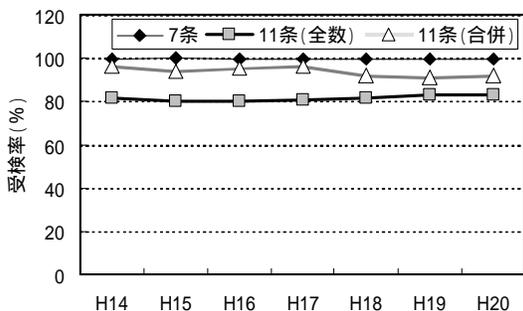


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、18.22%とわずかながら上昇が認められる。

[取り組み]

- ・受検拒否者に対して県より受検指導

< 岐阜県 >



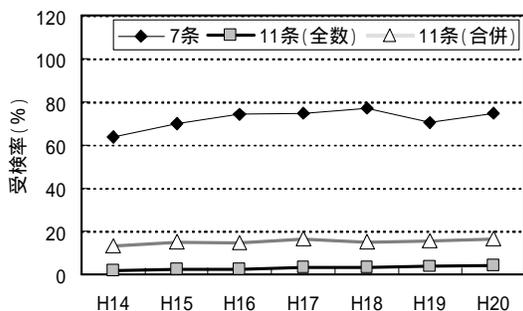
11条検査実施率(全数)は、平成17年度以後80%を超える受検率となっている。

[取り組み]

- ・未受検者に文書指導

	11条検査の確実な実施のための対策		
	(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> 指定検査機関から未受検者に対する郵送による受検案内・平成17年度から、市町村の生活排水対策と連動した、県、市町村、指定検査機関、浄化槽協会の連携による維持管理啓発・法定検査受検指導事業を試行的に開始 	<ul style="list-style-type: none"> 指定検査機関から未受検者に対する郵送による受検案内 平成17年度から、市町村の生活排水対策と連動した、県、市町村、指定検査機関、浄化槽協会の連携による維持管理啓発・法定検査受検指導事業を試行的に開始 11条検査にBOD検査を導入し、保守点検との違いをより明確にした。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定検査機関から未受検者に対する郵送による受検案内 平成17年度から、市町村の生活排水対策と連動した、県、市町村、指定検査機関、浄化槽協会の連携による維持管理啓発・法定検査受検指導事業を試行的に開始 11条検査にBOD検査を導入し、保守点検との違いをより明確にした。
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> 第11条検査(第1回分)を申し込み済であることを、補助の要件とすることを検討中。 指定採水員制度を活発化し、保守点検業者による啓発推進していく。 県内のISO14001の認定を取得している事業所に文書通知している。また、ISO認証機関に対してもISO認定事業所へ文書通知した旨を通知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 第11条検査(第1回分)を申し込み済であることを、補助の要件とすることを検討中。 指定採水員制度を活発化し、保守点検業者による啓発推進していく。 県内のISO14001の認定を取得している事業所に文書通知している。また、ISO認証機関に対してもISO認定事業所へ文書通知した旨を通知している。 愛知県浄化槽維持管理要領の改正に伴い、指定検査機関には7条検査依頼証明書類と併せて設置届等の写しを提供し、未受検者に対して効率的な受検案内をしてもらうこととしている。なお、指定検査機関とは、浄化槽情報を提供するにあたって水質検査以外の目的外使用の禁止等を規定した協定書を締結した。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子データ化した浄化槽台帳を指定検査機関にも提供し、効果的に未受検者に対する周知・啓発ができるようにした。 指定採水員制度を推進し、保守点検業者による啓発を推進している。

< 静岡県 >

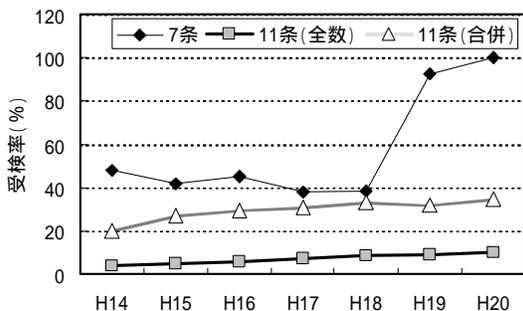


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、3.4%と大きく変わらない。

[取り組み]

- 関係業界と連携し、受検指導事業を試行的に実施

< 愛知県 >



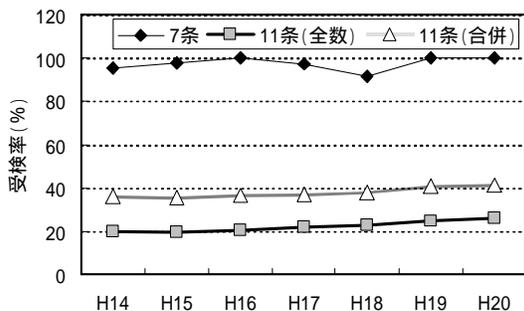
11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、7.10%とわずかながら上昇が認められる。

[取り組み]

- 台帳情報共有化により未受検者に受検啓発
- 効率化検査の導入

		11条検査の確実な実施のための対策		
		(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
三重県	県広報、市町村広報による啓発	県広報、市町村広報による啓発	県広報、市町村広報による啓発	保守点検との差異を明確化するためにBOD検査を導入するとともに、外観検査項目の重点化を図り、併せて検査料金を改定した。県、市町の広報、ホームページ、自治会回覧等による啓発、及び、保守点検業者への講習会を実施し、受検率の向上を図っている。
滋賀県		指定検査機関に、11条検査の受検率向上のための方策について検討する協議会を委託している。 ・市町に対して、文書や広報誌による啓発を依頼しているほか、県の広報誌(19年2月)による啓発を予定している。 ・地域(市町)を特定して、県と市の連名による文書を作成、配布している。	指定検査機関に、11条検査の受検率向上のための方策について検討する協議会を委託している。 ・市町に対して、文書や広報誌による啓発を依頼しているほか、県の広報誌(19年2月)による啓発を予定している。 ・地域(市町)を特定して、県と市の連名による文書を作成、配布している。	指定検査機関に、11条検査の受検率向上のための方策について検討する協議会を委託している。 ・市町に対して、文書や広報誌による啓発を依頼しているほか、県の広報誌(19年2月)による啓発を予定している。 ・地域(市町)を特定して、県と市の連名による文書を作成、配布している。

< 三重県 >

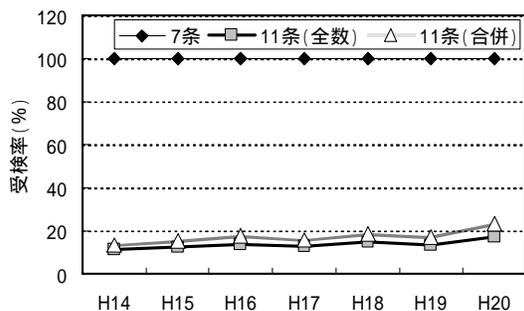


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、22→26%とわずかながら上昇が認められる。

[取り組み]

- ・県及び市町村広報誌による啓発
- ・点検業者対象講習会の開催
- ・HPによる啓発

< 滋賀県 >



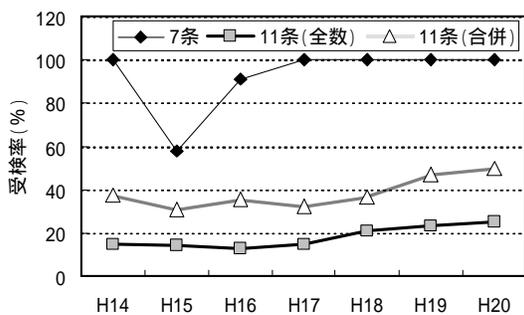
11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、13→17%とわずかながら上昇が認められる。

[取り組み]

- ・県及び市町村広報による啓発
- ・県及び市連名による文書作成配付

		11条検査の確実な実施のための対策		
		(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
京都府	<p>講じていない市町村が多いが、次のような対策を講じている市町村もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌への掲載。 ・11条検査の受検が維持管理補助の要件の1つとなっている。(綾部市) ・集落単位で設立された維持管理組合が、一括で11条検査を申し込み、また、管理実績により補助金を交付している(美山町)。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広報誌等による受検啓発 2. 11条検査受検啓発文書 3. 関係事業者による啓発 <u>保守点検業者や清掃業者等が業務で戸別訪問した際の受検啓発について協力を依頼した</u> 4. 補助浄化槽の受検徹底 <u>補助した浄化槽(個人設置型)の受検徹底を市町村に依頼した</u> 	<p>講じていない市町村が多いが、次のような対策を講じている市町村もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌への掲載。 ・11条検査の受検が維持管理補助の要件の1つとなっている。 ・集落単位で設立された維持管理組合が、一括で11条検査を申し込み、また、管理実績により補助金を交付している。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 広報誌等による受検啓発 府において、府民だより、府ホームページで実施市町村に市町村広報誌等による啓発の実施依頼 2. 11条検査受検啓発文書 府・(社)京都府浄化槽協会・指定検査機関の連名による受検啓発文書を順次発出指定検査機関は、独自で、返信受検申込書を同封した受検案内を発出(指定検査機関が選定する約5千件に対して検査予定の約2か月前から案内開始) 3. 関係事業者による啓発 府から(社)京都府浄化槽協会に対して、会員(浄化槽工事業者・保守点検業者・清掃業者等)が業務で戸別訪問した際の受検啓発について協力依頼。市町村等に対しても、管内の清掃業者への協力要請を行うよう依頼 4. 補助浄化槽の受検徹底 府から市町村に対して、市町村が補助した浄化槽(個人設置型)の受検徹底を依頼 5. 浄化槽設置情報の共有 府から市町村に対して、法定検査未受検者の把握のため、浄化槽設置者情報の提供を依頼 	

< 京都府 >



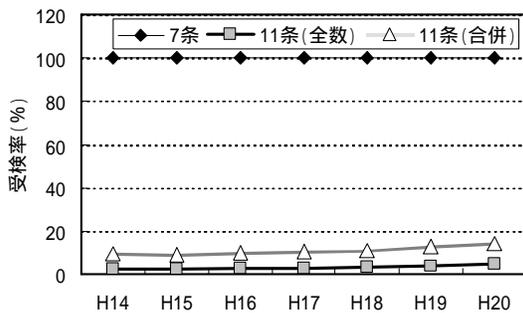
11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、15.25%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・府及び市町村広報誌による啓発
- ・一括契約
- ・補助浄化槽の受検徹底
- ・未受検者把握のための情報の共有化
- ・効率化検査の導入

	11条検査の確実な実施のための対策		
	(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
大阪府	平成元年から7条検査終了後1年を経過した10人槽以上の浄化槽の設置者に対して、指定検査機関が11条検査の受検について府環境衛生課長名の通知文書を郵送している。	平成元年から7条検査終了後1年を経過した11人槽以上の浄化槽の設置者に対して、指定検査機関が11条検査の受検について府環境衛生課長名の通知文書を郵送している。	従来は、平成元年から7条検査終了後1年を経過した11人槽以上の浄化槽の設置者に対し、府環境衛生課長名の11条検査受検についての通知文書を発送している。 平成19年6月から10人槽以下も含め、初回11条検査対象の全浄化槽の設置者に対し、通知文書を発送している。また、既存の浄化槽については保健所から11条検査受検についての通知文書を発送し、必要に応じ現場指導を行う。
奈良県		検査機関から受検通知(初回は検査案内/パンフレットを送付。次回からは、はがきにより検査日通知。)保健所から検査拒否者(検査機関通知分)へ受検指導通知(往復はがきによる)。市町村・県広報による啓発。 <u>「浄化槽廃止届出書」の適正運用により、「撤去」及び「1年以上休止」にも提出を求める。</u>	検査機関から受検通知(初回は検査案内/パンフレットを送付。次回からは、はがきにより検査日通知。)保健所から検査拒否者(検査機関通知分)へ受検指導通知(往復はがきによる)。市町村・県広報による啓発。 「浄化槽廃止届出書」の適正運用により、「撤去」及び「1年以上休止」にも提出を求める。 <u>設置者用パンフレットの配布(12万部)、自治会等回覧チラシ配布(1万部)、テレビCM(30日連続放映)を行った。</u>

< 大阪府 >

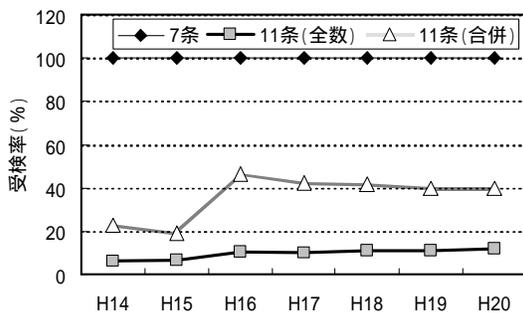


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、3.5%とわずかながら上昇が認められる。

[取り組み]

- ・保健所より文書送付

< 奈良県 >



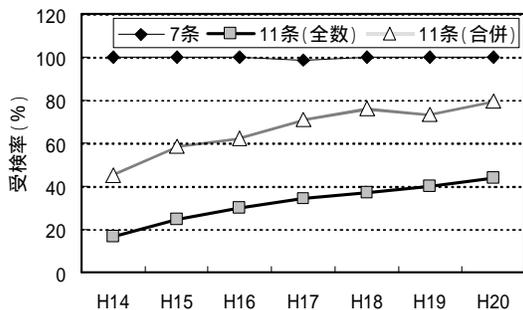
11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、10.12%とわずかながら上昇が認められる。

[取り組み]

- ・受検拒否者に保健所より文書送付
- ・県及び市町村広報誌による啓発
- ・パンフレットの作成配付
- ・TVCMによる啓発

	11条検査の確実な実施のための対策		
	(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
兵庫県	<p>・保守点検業者との連携による“指定検査員補制度”の活用により、単独浄化槽に係る受検率向上を図っている。</p> <p>・指定検査機関から浄化槽管理者に対し、行政と連名の受検案内を送付している。</p> <p>・権限移譲市の中には、年に1回、広報誌に受検案内を掲載しているところもある。</p>	<p>・保守点検業者との連携による“指定検査員補制度”の活用により、単独浄化槽に係る受検率向上を図っている。</p> <p>・指定検査機関から浄化槽管理者に対し、行政と連名の受検案内を送付している。</p> <p>・権限移譲市の中には、年に1回、広報誌に受検案内を掲載しているところもある。</p> <p><u>個人情報保護条例の利用及び提供制限の適用除外情報として、浄化槽設置・廃止に係る情報が審議会において認められたため、県が保有する個人情報を含む浄化槽関係情報を指定検査機関に提供することとした。</u></p> <p><u>浄化槽設置基数の多い市町を対象に、法定検査の意義や適正な維持管理の必要性等を直接浄化槽管理者に説明する講習会を、市町及び指定検査機関との連携の下に実施することを計画している(平成19年1月-2月にかけて開催予定)。</u></p>	<p>・保守点検業者との連携による“指定検査員補制度”の活用により、単独浄化槽に係る受検率向上を図っている。</p> <p>・指定検査機関から浄化槽管理者に対し、行政と連名の受検案内を送付している。</p> <p>・権限移譲市の中には、年に1回、広報誌に受検案内を掲載しているところもある。</p> <p>・個人情報保護条例の利用及び提供制限の適用除外情報として、浄化槽設置・廃止に係る情報が審議会において認められたため、県が保有する個人情報を含む浄化槽関係情報を指定検査機関に提供することとした。</p> <p>・浄化槽設置基数の多い市町を対象に、法定検査の意義や適正な維持管理の必要性等を直接浄化槽管理者に説明する講習会を、市町及び指定検査機関との連携の下に実施した。</p>
和歌山県	<p>法定検査推進協議会を設立し、第11条検査率向上策について協議を行っている。具体策については、現在検討中。</p>	<p><u>浄化槽を新規設置する方を主な対象に、浄化槽管理講習会を開催している。</u></p>	<p><u>浄化槽を新規設置する方を主な対象に、浄化槽管理講習会を開催している。</u></p>

< 兵庫県 >

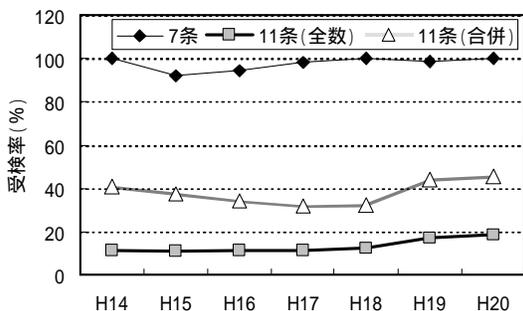


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、34→44%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・浄化槽管理者講習会の開催
- ・浄化槽関係情報の共有化
- ・広報誌による啓発
- ・効率化検査の導入

< 和歌山県 >



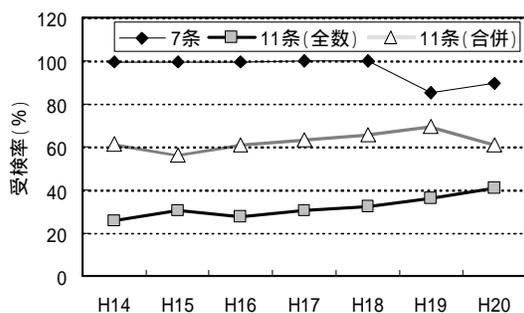
11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、11→18%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・新規に設置する浄化槽管理者講習会の開催

	11 条検査の確実な実施のための対策		
	(H17 年記述)	(H18 年記述)	(H19 年記述)
鳥取県	未受検者に対し、督促ハガキを送付している。	未受検者に対し、督促ハガキを送付している。	未受検者に対し、督促ハガキを送付している。
島根県	新設浄化槽ユーザー講習会において、11 条検査について説明している。	新設浄化槽ユーザー講習会において、11 条検査について説明している。	新設浄化槽ユーザー講習会において、11 条検査について説明している。
岡山県	設置届又は建築確認申請等の際に、あらかじめ設置者(浄化槽管理者)、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関の4者で維持管理契約書を締結させている。また、11 条検査料金について、保守点検業者が保守点検料金に併せて徴収し、指定検査機関に送付している。(上記の維持管理契約書に明記している。)なお、設置届書又は建築確認申請書等上記の維持管理契約書の写しの添付を義務付けており、維持管理契約が締結されていることを確認している。	設置届又は建築確認申請等の際に、あらかじめ設置者(浄化槽管理者)、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関の4者で維持管理契約書を締結させている。また、11 条検査料金について、保守点検業者が保守点検料金に併せて徴収し、指定検査機関に送付している。(上記の維持管理契約書に明記している。)なお、設置届書又は建築確認申請書等上記の維持管理契約書の写しの添付を義務付けており、維持管理契約が締結されていることを確認している。	設置届又は建築確認申請等の際に、あらかじめ設置者(浄化槽管理者)、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関の4者で維持管理契約書を締結させている。また、11 条検査料金について、保守点検業者が保守点検料金に併せて徴収し、指定検査機関に送付している。(上記の維持管理契約書に明記している。)なお、設置届書又は建築確認申請書等上記の維持管理契約書の写しの添付を義務付けており、維持管理契約が締結されていることを確認している。

< 鳥取県 >

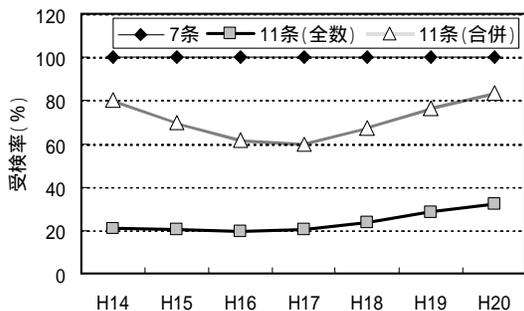


11 条検査実施率(全数)は、平成 17 年度から 20 年度にかけて、31→41%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・未受検者に文書送付

< 島根県 >

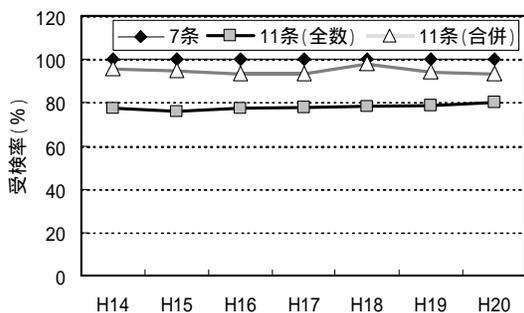


11 条検査実施率(全数)は、平成 17 年度から 20 年度にかけて、20→33%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・新規に設置する浄化槽管理者講習会の開催

< 岡山県 >



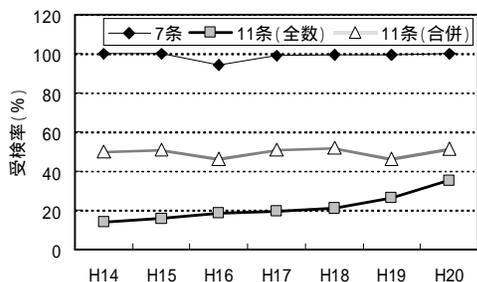
11 条検査実施率(全数)は、平成 17 年度から 20 年度にかけて、78→80%と上昇が認められ、80%を超える受検率となっている。

[取り組み]

- ・一括契約

	11条検査の確実な実施のための対策		
	(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
広島県	法定検査機関が発送する受検案内と一緒に送付するために、県作成の設置者向けリーフレットを提供している。	法定検査機関が発送する受検案内と一緒に送付するために、県作成の設置者向けリーフレットを提供している。	法定検査機関が発送する受検案内と一緒に送付するために、県作成の設置者向けリーフレットを提供している。 10人槽以下の11条検査にBOD検査実施による効率化検査を導入した。 ・効率化検査(18検査項目)は5年に4回実施し、5年に1回はガイドライン検査(法定検査判定ガイドラインに基づく86検査項目)を実施した。 ・効率化検査を行う検査機関を新たに指定し、ガイドライン検査を行う既存の指定検査機関との2検査機関体制を導入した。
山口県	・浄化槽新規設置者を対象に講習会を開催し、法定検査の実施について指導を行っている。 ・11条検査の実施について、浄化槽管理者に対して通知を行っている。	・浄化槽新規設置者を対象に講習会を開催し、法定検査の実施について指導を行っている。 ・11条検査の実施について、浄化槽管理者に対して通知を行っている。	・浄化槽新規設置者を対象に講習会を開催し、法定検査の実施について指導を行っている。 ・11条検査の実施について、浄化槽管理者に対して通知を行っている。
香川県	指定検査機関からの受検案内に、県の文書を同封している。	指定検査機関からの受検案内に、県の文書を同封している。	指定検査機関からの受検案内に、県の文書を同封している。

< 広島県 >

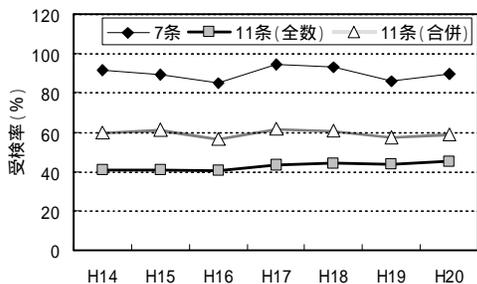


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、19→35%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・パンフレットの作成配付
- ・効率化検査の導入

< 山口県 >

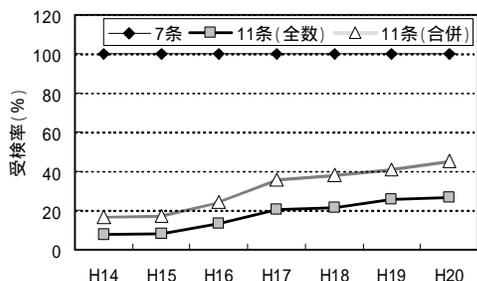


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、43→45%とわずかながら上昇が認められる。

[取り組み]

- ・新規に設置する浄化槽管理者講習会の開催

< 香川県 >



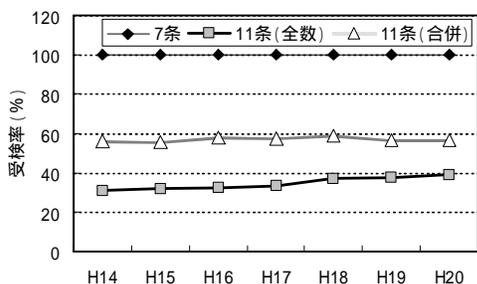
11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、21→27%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・検査機関の受検案内に県作成の文書を同封
- ・効率化検査の導入

	11条検査の確実な実施のための対策		
	(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
徳島県	未受検者に対して、保健所から八ガキを送付して通知している。	・未受検者に対して、保健所から八ガキを送付して通知している。 ・設置届出書等の提出時に、維持管理に関する誓約書の提出を求めている。 ・維持管理講習会を開催し、浄化槽の維持管理に関する普及啓発を行っている。 ・未受検者に対し、督促八ガキを送付している。	・未受検者に対して、保健所から八ガキを送付して通知している。 ・設置届出書等の提出時に、維持管理に関する誓約書の提出を求めている。 ・維持管理講習会を開催し、浄化槽の維持管理に関する普及啓発を行っている。 ・未受検者に対し、督促八ガキを送付している。
愛媛県			・指定検査機関から、受検案内八ガキによる通知を行っている。(S61年4月～) ・県内3市町において、指定検査機関が保守点検業者及び清掃業者と連携し、法定検査・保守点検・清掃の一括契約を推進している。(H11年4月～)
高知県	指定検査機関から浄化槽管理者に八ガキを送付して通知している。	指定検査機関から浄化槽管理者に八ガキを送付して通知している。 <u>未受検者に対して保健所から指導文書送付</u>	指定検査機関から浄化槽管理者に八ガキを送付して通知している。 未受検者に対して保健所から指導文書送付

< 徳島県 >

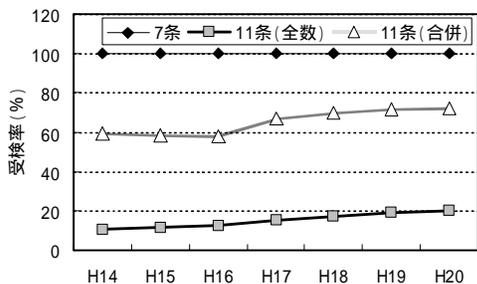


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、33→39%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・維持管理講習会の開催
- ・未受検者に保健所より文書送付
- ・効率化検査の導入

< 愛媛県 >

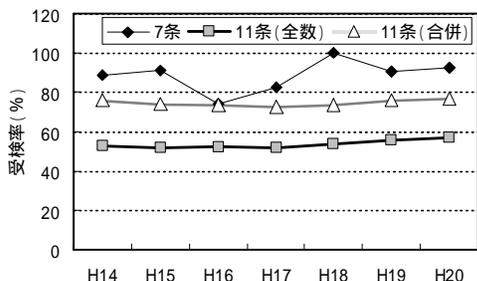


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、15→20%とわずかながら上昇が認められる。

[取り組み]

- ・一括契約

< 高知県 >



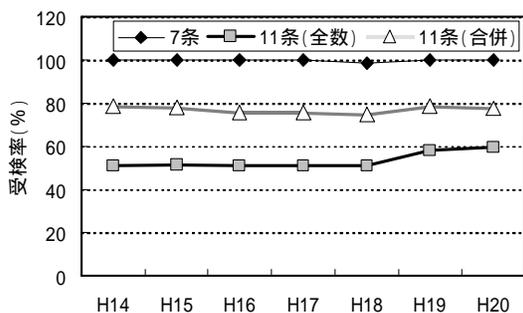
11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、52→57%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・未受検者に保健所より文書送付

	11条検査の確実な実施のための対策		
	(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
福岡県	パンフレット作成し、各市町村に配付等を行っている。	パンフレット作成し、各市町村に配付等を行っている。 県の広報誌に浄化槽の法定検査や維持管理に関する記事を掲載した。	パンフレット作成し、各市町村に配付等を行っている。 県の広報誌に浄化槽の法定検査や維持管理に関する記事を掲載した。
佐賀県	指定検査機関から浄化槽管理者にハガキを送付して通知している。浄化槽設置者講習会で説明している。	指定検査機関から浄化槽管理者にハガキを送付して通知している。浄化槽設置者講習会で説明している。	指定検査機関から浄化槽管理者にハガキを送付して通知している。浄化槽設置者講習会で説明している。
長崎県	・第7条検査と同じ。 ・拒否者については、指定検査機関から保健所へ通知、保健所は拒否者に対して受検義務の指導を行っている。	・第7条検査と同じ。 ・拒否者については、指定検査機関から保健所へ通知、保健所は拒否者に対して受検義務の指導を行っている。	・第7条検査と同じ。 ・拒否者については、指定検査機関から保健所へ通知、保健所は拒否者に対して受検義務の指導を行っている。

< 福岡県 >

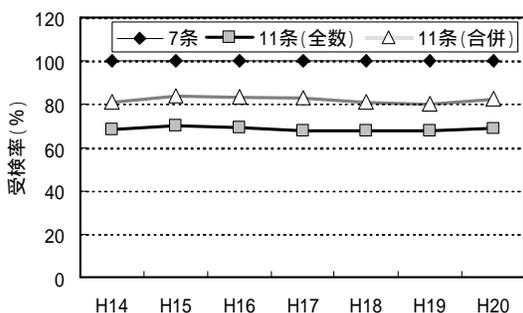


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、51→60%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・パンフレットの作成配布
- ・県及び市町村広報誌による啓発
- ・効率化検査の導入

< 佐賀県 >

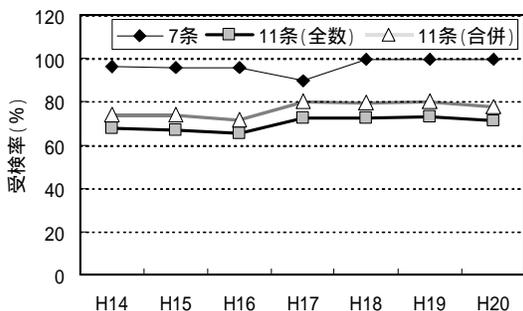


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、68→69%と大きく変わらない。

[取り組み]

- ・浄化槽設置者講習会の開催
- ・効率化検査の導入

< 長崎県 >



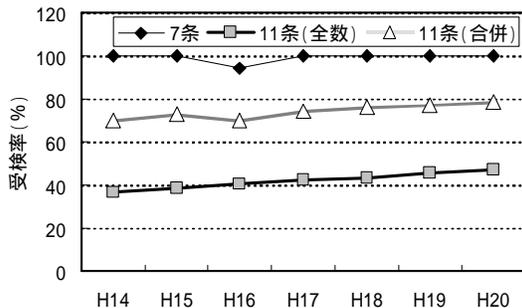
11条検査実施率(全数)は、平成17年度から19年度にかけて、72→73%と大きく変わらないが、20年度に71%の低下している。

[取り組み]

- ・受検拒否者は保健所より文書送付
- ・効率化検査の導入

	11条検査の確実な実施のための対策		
	(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
熊本県	・指定検査機関から浄化槽管理者に通知している。 ・保健所、指定検査機関から浄化槽管理者に対し、浄化槽の維持管理に係るパンフレットを配布している。	・指定検査機関から浄化槽管理者に通知している。 ・保健所、指定検査機関から浄化槽管理者に対し、浄化槽の維持管理に係るパンフレットを配布している。	・指定検査機関から浄化槽管理者に通知している。 ・保健所、指定検査機関から浄化槽管理者に対し、浄化槽の維持管理に係るパンフレットを配布している。
大分県	浄化槽管理者講習会において、新たに浄化槽を設置する者について、7条検査同様11条検査について周知と理解を得よう説明している。	新たに、浄化槽を設置する者に対して、大分県浄化槽指導要綱を改正して、7条検査申込書に11条の検査を新たに追加し、7条検査と11条検査を同時に申込めるよう規定及び申込書の様式を改めた。	新たに、浄化槽を設置する者に対して、大分県浄化槽指導要綱を改正して、7条検査申込書に11条の検査を新たに追加し、7条検査と11条検査を同時に申込めるよう規定及び申込書の様式を改めた。
宮崎県	浄化槽設置を予定する者を対象として、浄化槽の維持管理等の啓発を行う「浄化槽設置者講習会」を開催している。「設置者講習会」の受講済証を設置届出等に添付することとし、条例においても受講を努力義務としている。	浄化槽設置予定者を対象として、浄化槽の維持管理等の啓発を行う「浄化槽設置者講習会」を開催している。「設置者講習会」の受講済証を設置届出等に添付することとし、条例においても受講を努力義務としている。	浄化槽設置予定者を対象として、浄化槽の維持管理等の啓発を行う「浄化槽設置者講習会」を開催している。「設置者講習会」の受講済証を設置届出等に添付することとし、条例においても受講を努力義務としている。

< 熊本県 >

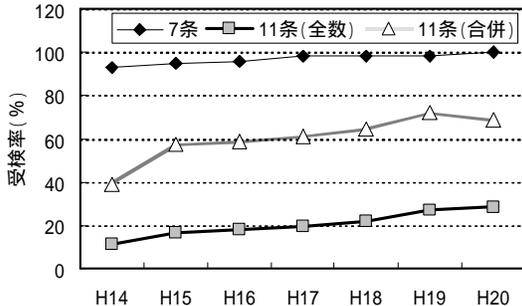


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、42→47%とわずかながら上昇が認められる。

[取り組み]

- ・パンフレットの作成配布
- ・効率化検査の導入

< 大分県 >

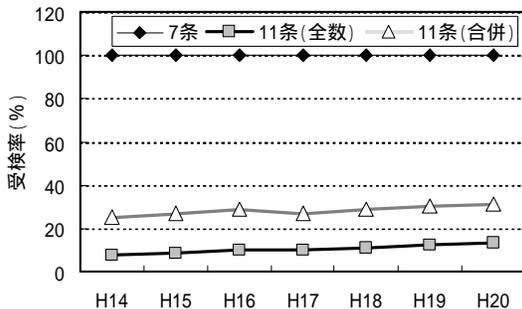


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、19→28%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・県指導要綱の改正
- ・効率化検査の導入

< 宮崎県 >



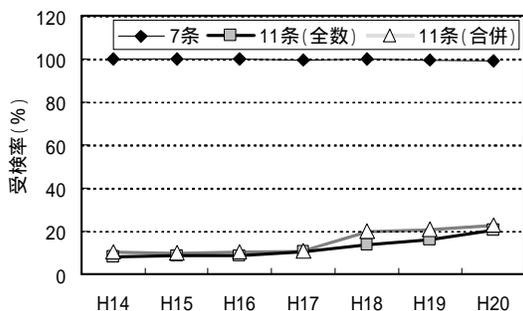
11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、10→13%とわずかながら上昇が認められる。

[取り組み]

- ・新規に設置する浄化槽設置者講習会の開催

		11条検査の確実な実施のための対策		
		(H17年記述)	(H18年記述)	(H19年記述)
鹿児島県	設置届提出時に、法定検査の受検申込みを行うよう指導している。	設置届提出時に、法定検査の受検申込みを行うよう指導している。	設置届提出時に、法定検査の受検申込みを行うよう指導している。	・設置届提出時に、法定検査の受検申込みを行うよう指導している。 ・市町村広報誌による普及啓発 ・TV・ラジオ等による普及啓発
沖縄県			浄化槽設置者講習会や環境関連イベントにおいて法定検査受検を呼びかけるリーフレットを配布している。	浄化槽設置者講習会や環境関連イベントにおいて法定検査受検を呼びかけるリーフレットを配布している。 浄化槽設置者講習会や環境関連イベントにおいて法定検査受検を呼びかけるリーフレットを配布しており、合わせて平成19年度より指定検査機関から発送する法定検査通知ハガキに保健所長名を記載し、県として受検を呼び掛けている。

< 鹿児島県 >

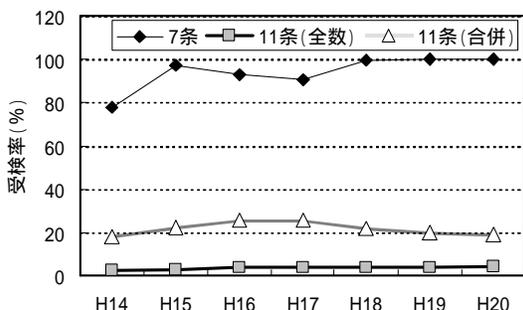


11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、11.21%と上昇が認められる。

[取り組み]

- ・市町村広報誌による啓発
- ・TVラジオによる啓発

< 沖縄県 >



11条検査実施率(全数)は、平成17年度から20年度にかけて、4.5%と大きく変わらない。

[取り組み]

- ・パンフレットの作成配付
- ・受検案内文書に保健所長名を記載